

## 2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

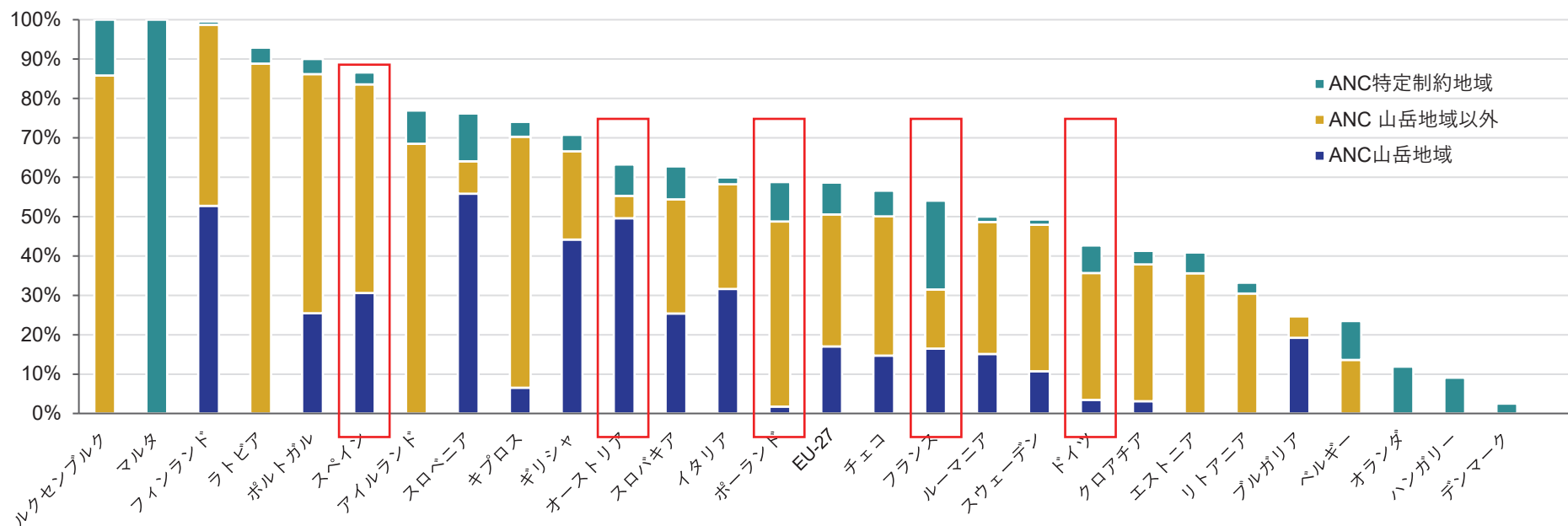
### 3. 主要国の中山間地域政策

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 政策の概要  | …p.182 |
| (2) ドイツ    | …p.190 |
| (3) フランス   | …p.200 |
| (4) オーストリア | …p.209 |
| (5) ポーランド  | …p.216 |
| (6) スペイン   | …p.221 |

## 調査の方針

- 我が国では食料・農業・農村基本法第47条において、中山間地域の定義を「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義している。
- 本章では、EUにおける中山間地域、すなわち条件不利地に対する支援がどのように支援されているのかについて、CAP施策の1つである自然等制約地域支払（ANC）を中心に、特定の地域を調査を実施した。
- 今年度の本事業における対象国は、ドイツ・フランス・オーストリア・ポーランド・スペインの5か国である。
  - ドイツ・フランスはEU農業政策における主要国であり継続的な調査を実施するため対象として選定
  - オーストリアは山岳地域の面積の割合が高いため、山岳地域の農業政策の参考とするため選定
  - ポーランドは東欧の農業政策の参考とするため選定
  - スペインは南欧の農業政策の参考とするため選定

### 農業利用用地（UAA）に占めるANC支払対象面積の割合（2021年）



## 現行CAPにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- 現行CAPにおける自然等地域固有制約（ANC）支払の交付先は、指定条件に基づき適格農業者に対して面積支払いで毎年支払われる
- ANCは施策導入義務がないものの、22か国+1地域\*のCSPに導入されている

\*エストニア、ハンガリー、オランダ、ラトビア、ベルギー（フランデレン地域）を除く

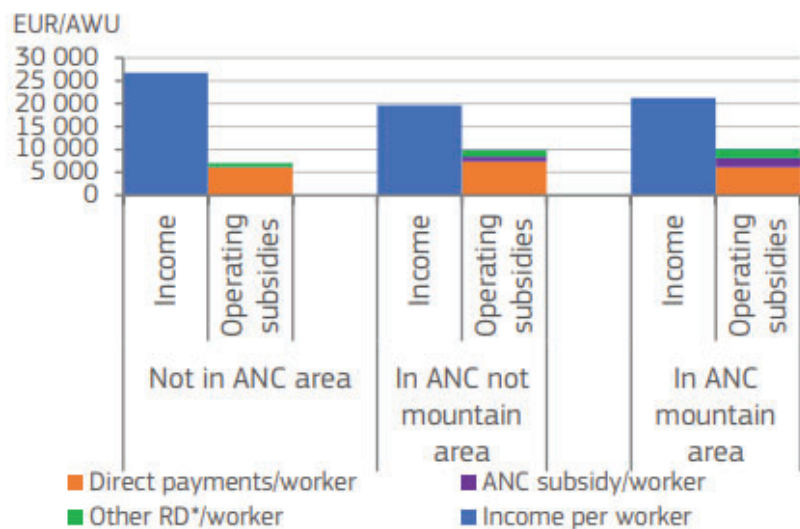
### 現行CAPにおける自然等地域固有制約（ANC）支払の交付先地域の区分

指定地域区分	指定条件	その他条件
①山岳地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 標高が高く気象条件が厳しいため作期が短い地域</li> <li>b. 標高が低いものの、面積の大部分が機械を使用できない又は非常に高価な機器の使用が必須となる急峻がある地域</li> <li>c. 北緯62度以北に位置する地域</li> </ul>	
②自然制約地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 地域内の農地面積 60%以上が、「<u>自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準</u>」の 17 指標のうち、一つ以上の指標の基準値を満たす地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【地域区分】 地域指定は基本的に第二種地域行政単位（LAU2）つまり市町村レベルで適合すること</li> <li>● 【微調整（Fine-tuning）】 自然制約を投資や経済活動によって克服したり、平均的な土地の生産性を確保している地域、生産方法等により所得の損失等を相殺した地域を除外するために客観的な基準を設定すること</li> </ul>
③特定制約影響地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 特定の制約を受けており、かつ「環境の保全または改善」、「田園地帯の維持」、「観光地としての魅力の維持」、「海岸線の保護」いずれかの理由で土地管理を続ける必要がある地域</li> <li>b. 地域内の農地面積 60%以上が、「自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準」の 17 指標のうち、二つ以上の指標の基準値の緩和条件（閾値の20%未満であること）を満たす地域</li> <li>c. 地域内の農地面積 60%以上が、「自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準」の 17 指標のうち、一つ以上の指標の基準値を満たす地域と「自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準」の 17 指標のうち、二つ以上の指標の基準値の緩和条件（閾値の20%未満であること）を満たす地域から構成されている地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合計面積は、自然生産条件が類似し、国土の10%以下であること</li> <li>● 【地域区分】 地域指定は基本的に第二種地域行政単位（LAU2）つまり市町村レベルで適合すること</li> <li>● 【微調整（Fine-tuning）】 自然制約を投資や経済活動によって克服したり、平均的な土地の生産性を確保している地域、生産方法等により所得の損失等を相殺した地域を除外するために客観的な基準を設定すること</li> </ul>

## 自然等制約地域支払（ANC）の目的・期待される成果

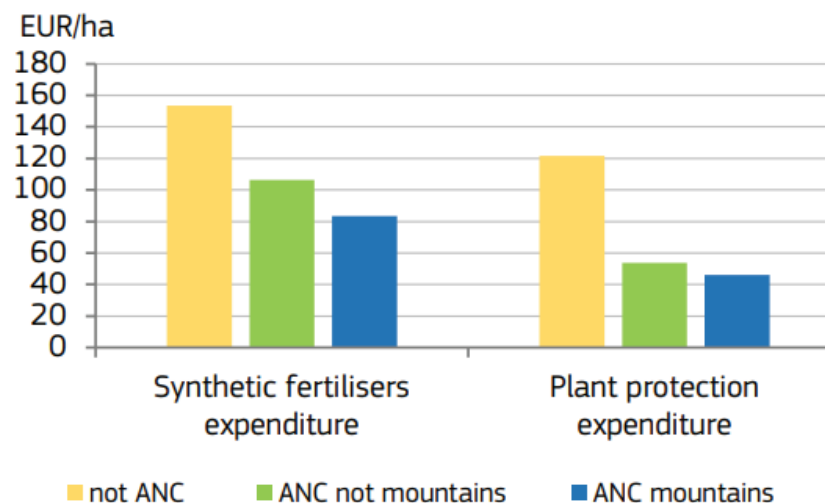
- 自然等地域固有制約（ANC）支払いは、自然条件等の地理的課題のため効率的な農業を行うことが困難な地域における不利益の全部または一部を補償することを目的として設定されている
  - ANC支払いの対象農地は、非対象農地よりも平均的に生産性が低く、収入が低く、規模が小さく、面積当たりの補助金受給額が高い。
  - CAP等による金銭面での支援が非対象農地よりも大いにもかかわらず、非対象農地よりも平均収入が低いため、公的支援がなければ、ANC支払いの対象農地では農業活動が行われなくなる可能性が高い
- ANC支払いは、山岳地域等（乾燥した地域、寒冷地を含む）の自然の制約がある地域の農地減少を食い止め地域の土地放棄防止や社会経済的安定性を提供とともに、環境保全や景観維持への貢献も期待されている
  - 自然制約のある地域にある農地は農業集約度が低く、草地・たんぱく質作物・休閒地など、環境と生物多様性に有益な土地利用が多い。そのため、ANC支払いは限界的な地域で食料と飼料を生産することに加え、低投入の農業システムの維持にも貢献すると考えられる
  - ANC支払いの対象農地は化学肥料や農薬などの投入が少ない

農業純付加価値に占める経常補助金の割合（2018~2020年平均）



Source: DG AGRI based on FADN data.

肥料および植物保護製品に対する支出額（2018~2020年平均）



Source: DG AGRI based on FADN data.

## 現行CAPにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

### 自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準（附属書III）

- ANC支払の支払い対象となる地域区分の1つである「自然制約地域」で設定されている基準の内容は、以下のとおり

区分	基準	定義
気候	低温	a) 生育期間（平均気温が5度以上）の日数が180日以下 b) 生育期間（a）の熱日合計が1500度以下
	乾燥	c) 年間降水量(P)/年間潜在蒸発散量(PET)の比率が0.5以下
気候と土壌	過剰な土壌水分	d) 圃場の許容量以上となる日が230日以上
土壌	土壌排水不良	e) 年間を通じて一定期間排水が行われない土壌。以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>地表から80cm以内の土壌層が6ヶ月以上湿っている/地表から40cm以内の土壌層が11ヶ月以上湿っている</li> <li>土壌排水が不良又は著しく不良</li> <li>40cm以内の土壌層がグライ灰色土壌の色目</li> </ul>
	土壌構造と岩石割合による不利	d) 粘土、シルト、砂、有機物(重量%)、粗い材料(体積%)の画分比の相対存在量が不利な土壌。以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>表土の体積の<math>\geq 15\%</math>は、岩の露頭、岩、</li> <li>地表100 cmの半分以上(累積)が砂やローム質の砂（シルト%+(2×粘土%) が30%以下）</li> <li>表土が重粘土（年度が60%以上）</li> <li>40cm以上の有機質土壌(有機物が30%以上)</li> <li>表土に30%以上の粘土が含まれており、地表100cm以内にパーティソルの特性がある</li> </ul>
	根張りの浅さ	e) 地表から30cm以内に硬盤や岩石
	化学特性の不良	f) 以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>表土の塩分濃度（土壌の電気伝導率が4 dS/m以上）</li> <li>ナトリウム度（地表100cmの半分以上(累積)で交換性ナトリウム率(ESP)が6%以上</li> <li>表土の酸性度（水中pHが5以下）</li> </ul>
地形	急傾斜	g) 水平距離に対する高度の変化15%以上

## 調査対象国において、調査対象とする地域の選定

- 本事業では山岳地域に属す地域と山岳地域外に属す地域より、各国の中でもそれぞれ1つの地域を選定した。前者では農業が主要な産業の一つである山岳地域における補助施策を、後者では条件不利地である自然制約地域に対する補助施策を調査する

### 調査対象地域

- ドイツ：バイエルン州【山岳地域】
  - バイエルン州は特に農業が盛んな地域の一つであり、同国最大の農地面積を有す
  - ドイツで唯一アルペン地域に属す州であり、アルペン地域人口の約10%がバイエルン州に居住。Talflächen（谷間耕作地）、Almen und Alpen（高山牧草地）、Bergwälder（山岳森林）から構成され、文化的景観と生物多様性の保全による多機能農業が実施されている
- フランス：グラン・テスト大地域圏【山岳地域】
  - グラン・テスト大地域圏はフランス北東部に位置し、アルザス西部からロレーヌにかけて広がるヴォージュ山脈はアルペン地域のような高山ではなく中低山地（Mittelgebirge）であり、林業、酪農、果樹、草地等の小規模混合農業が実施されている。
- オーストリア：チロル州【山岳地域】
  - アルペン地域を構成する主要国であり、アルペン地域の約29%がオーストリアに属している。チロル州は全域が山岳地域に属す
  - 農地の約67%がForstwirtschaftlich genutzte Fläche（山岳森林）であり、Almflächen（高山牧草地）が約18.5%、残りが耕地（約1.1%）や牧草地（約10.7%）、ブドウ園等（約0.1%）であり、酪農や林業が盛ん
- ポーランド：マゾフシェ県【非山岳地域】
  - 同国の農業県（農地面積が大きい県）かつ、品目のバランスも平均的な県を選定
  - 条件不利地政策としては、自然制約地域にかかる調査を実施
- スペイン：アンダルシア州アルメリア県【非山岳地域】
  - 同国南部の乾燥地であり、山岳地域支払いも部分的に導入されているものの、条件不利地政策として自然制約地域にかかる調査を実施水管理施策の導入に独自性があるため選定

## 調査対象国における自然等制約地域支払（ANC）の予算

- EUが資金の100%を負担する直接支払いと異なり、第2の柱のEU資金は拠出額の上限を設定した上で、加盟国からの国家公的資金と共同出資（Co-financing）が行われる。自然またはその他の地域固有の制約（ANC）支払いに対するEAFRD（EU予算）拠出率の上限は65%
  - 最も外側の地域\*及び小さなエーゲ海の島々\*\*の場合は80%を上限
  - 後発開発地域\*\*\*の場合は85%を上限

### 自然等制約地域支払（ANC）の予算内訳（総予算）

施策番号	加盟国	ANC予算				国の追加予算
		総額 (ユーロ)	EU予算 (ユーロ)	共同出資 (ユーロ)	EU予算 比率	(ユーロ)
EL-0201	ドイツ	1,008,761,862	574,585,304	434,176,559	57.0%	49,842,937
71.01~71.15	フランス	5,500,000,000	3,584,031,925	1,915,968,075	65.0%	—
71.01~71.03	本土	5,369,160,283	3,489,954,184	1,879,206,099	65.0%	—
71.04~71.06	コルシカ島	75,000,000	48,750,000	26,250,000	65.0%	—
71.07~71.08	グアドループ及びセントマーチン島	6,672,905	5,671,969	1,000,936	85.0%	—
71.09	フランス領ギアナ	3,565,533	3,030,703	534,830	85.0%	—
71.10~71.11	レユニオン	36,732,329	29,385,863	7,346,466	80.0%	—
71.12~71.13	マルティニーク	5,988,030	4,790,424	1,197,606	80.0%	—
71.14~71.15	マヨット	2,880,920	2,448,782	432,138	85.0%	—
I 9.	ポーランド	1,285,373,489	835,492,768	449,880,721	65.0%	—
71-01	オーストリア	1,095,000,000	494,341,692	600,658,308	45.1%	75,000,000
6613	スペイン	615,272,577	374,453,673	240,818,905	60.9%	34,200,962

\*最も外側の地域：グアドループ、フランス領ギアナ、マルティニーク島、レユニオン島、サン・バルテルミー島、サン・マルタン島、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島（TFEU第349条）

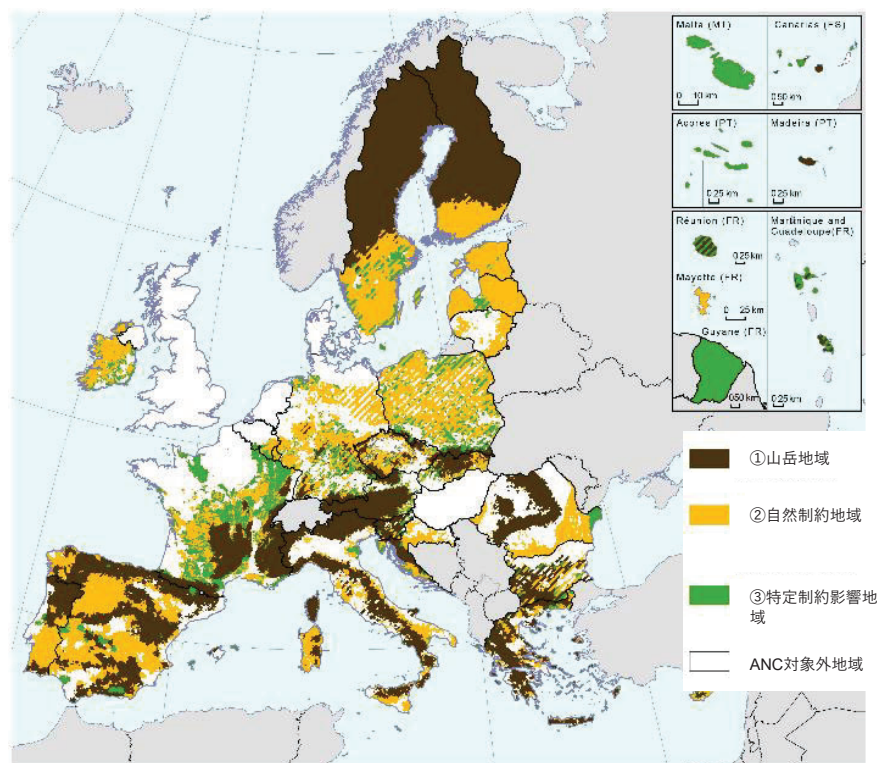
\*\*小さなエーゲ海の島々：エーゲ海の島々で、クレタ島及びエヴィア島を除くもの（(EU)No 229/2013 第1条）

\*\*\*後発開発地域とは、一人当たりGDPがEU-27カ国の一人当たり平均GDPの75%未満の地域（(EU)2021/1060 第108条）

## 調査対象国における自然等制約地域支払（ANC）の対象

- 調査の5か国中、ANC対象面積比率が最も高いのはスペインであり、農地面積（UAA）の約87%を占めている
  - 本調査の対象となる山岳地域の占める割合が最も多いのは、オーストリアであり、スペイン、フランス、ドイツ、ポーランドと続く
  - 山岳地域の条件のうち、a)標高が高く気象条件が厳しいため作期が短い地域、b)標高が低いものの、面積の大部分が機械を使用できない又は非常に高価な機器の使用が必須となる急峻がある地域のいずれかに該当する地域が対象となる

### ANC対象地域の分布（2021年）



### ANC対象地域の割合（2021年）

	ドイツ	フランス	オーストリア	ポーランド	スペイン
総農地面積 (2020年)	1,600万ha (国土の約 46%)	2,736万ha (国土の約 50%)	260万ha (国土の約 31%)	1,478万ha (国土の約 47%)	2,391万ha (国土の約 47%)
平均農地面積 (2020年)	63ha	70ha	23ha	11ha	26ha
ANC対象 面積 (%)	42.69%	54.02%	63.24%	58.74%	86.57%
うち ①山岳地域	3.47%	16.45%	49.58%	1.74%	30.60%
②自然制約 地域	32.22%	15.03%	5.69%	47.05%	52.95%
③特定制約 影響地域	6.99%	22.54%	7.97%	9.96%	3.03%

## 調査対象国におけるANC支払以外も含む条件不利地施策の比較

- なお、調査対象国・地域のうち、ポーランドを除く国については、現地に渡航の上、ヒアリングを実施した。
- 条件不利地施策として、自然等制約地域支払（ANC）以外にも様々な施策が導入されており、本事業で実施したヒアリングにおいて、確認された施策は以下のとおりである。

地域	各地域の概況	中山間地域でよく利用されるCAPの施策
ドイツ バイエルン州	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【南部（山岳地域）】急峻な地形で永久牧草地利用が多い。4～6ha程度の小規模・兼業農家を中心で、所有地での営農比率は比較的高い。獣害も課題になっている。</li> <li>● 【北部（丘陵地域等）】耕作とワイン栽培が行われ、10ha超の中規模農場も多い。賃借地比率が高く、子どもの人数に応じた歴史的な農地分割により区画の細分化が残存し、賃借地増加の一因。細分化地の一部は農地以外へ転用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎所得支持</li> <li>● エコスキーム</li> <li>● カップル所得支持</li> <li>● ANC支払</li> <li>● KULAP（環境・気候等管理誓約）</li> <li>● 個別投資支援（EIF）</li> </ul>
フランス グラン・エスト 地域圏	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土壌肥沃度が低く、利用農地の約95%は永年牧草地で、牛の粗放的放牧・飼養が主体。傾斜地では家畜密度が低く、乳量も平地の半量程度であり、輸送コストも高い。</li> <li>● 直売・加工、農家レストランや民宿で付加価値を付け所得を補填している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎所得支持</li> <li>● 補完的所得再分配支持</li> <li>● カップル所得支持</li> <li>● エコスキーム</li> <li>● ANC支払（ICHN）</li> <li>● 環境・気候等管理誓約（MAE）</li> <li>● 在来品種保全支援</li> </ul>
オーストリア チロル州	<ul style="list-style-type: none"> <li>● チロル州は全域が山岳地域で小規模酪農経営体が多いが、近年は経営体数が減少。農作業の肉体的負担と時間的制約に加え、オオカミ・クマの獣害、書類手続きの負担が背景にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎所得支持</li> <li>● ANC支払（AZ）</li> <li>● 高山放牧奨励金（AZ-DIZA-ÖPUL）</li> <li>● オーストリア環境配慮型農業プログラム（ÖPUL）</li> </ul>
スペイン アルメリア県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 【内陸部】穀物・アーモンド・オリーブを大規模かつ粗放的に栽培するが収益性は低い。CAPの条件不利地域支払は北部山岳地域のみが対象。</li> <li>● 【沿岸部】1960年代に砂漠地帯で温室栽培が始まり、同地域は高収益の農業地帯へ転換した。自然条件は厳しいものの収益性は高く、条件不利地を克服した点が特徴である。また、日照量と乾燥した気候を活かし、環境配慮型農業としても発信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎所得支持</li> <li>● カップル支払</li> <li>● エコスキーム</li> <li>● ANC支払</li> <li>● 投資</li> <li>● 農村開発</li> </ul>

## 2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

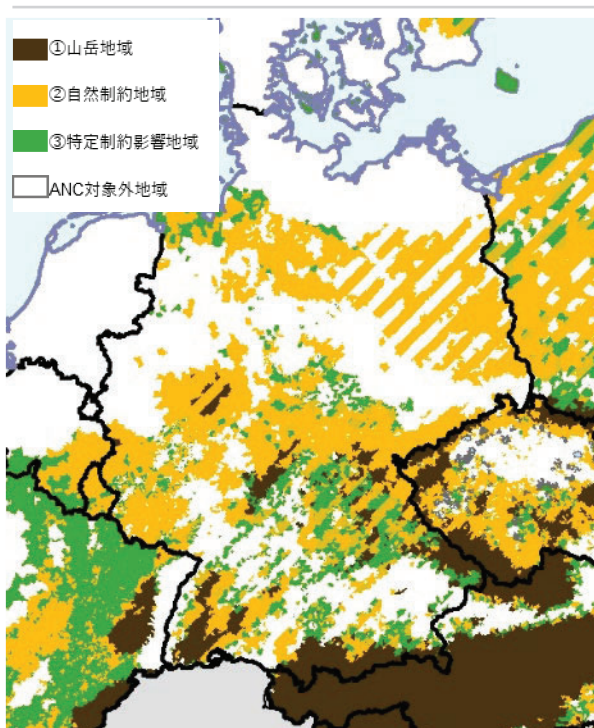
### 3. 主要国の中山間地域政策

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 政策の概要  | …p.182 |
| (2) ドイツ    | …p.190 |
| (3) フランス   | …p.200 |
| (4) オーストリア | …p.209 |
| (5) ポーランド  | …p.216 |
| (6) スペイン   | …p.221 |

## ドイツにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- ドイツは連邦制国家であることから、自然等地域固有制約（ANC）支払いについても①山岳地域（EL-0201-01）、②自然制約地域（EL-0201-02）、③特定制約影響地域（EL-0201-03）から各州が施策を選択して単価等を設定している。
- ただし、ANC支払いのうち、①山岳地域を条件とした支払いは以下の3州のみが選択。
  - バーデン＝ヴュルテンベルク州（シュヴァルツヴァルト（Schwarzwald）山岳地帯、オーバーシュヴァーベン（Oberschwaben）、ボーデン湖周辺の丘陵地、ドナウ上流域の高原地帯）
  - バイエرن州（アルプス地方、東部の中低山地域（Spessart（シュペッサルト山地）、Rhön（レーン山地）、Jura（ユラ山地）の一部）
  - ノルトライン＝ヴェストファーレン州（ロタール（Rothaargebirge）山地、ライン高地（Rheinisches Schiefergebirge）

### ANC支払対象面積の分布（2021年）



（出所）欧州委員会 DG AGRI

<https://agridata.ec.europa.eu/extensions/IndicatorsEnvironmental/LessFavouredAreas.html>  
より転載抜粋

### 州別の農地面積（2024年）・ANC支払い対象面積

州	NUTS コード	農地面積 (ha) (2024年)	ANC支払対象面積 (ha)	
			①山岳	
1	バーデン＝ヴュルテンベルク州	DE1	1,393,500	98,825 ( 7.1%)
2	バイエルン州	DE2	3,100,700	451,131 (15.5%)
3	ブランデンブルク州	DE4	1,292,100	-
4	ベルリン州	DE3	1,900	-
5	ヘッセン州	DE7	766,600	-
6	メクレンブルク＝フォアポンメルン州	DE8	1,347,000	-
7	ニーダーザクセン州	DE9	2,578,500	-
8	ブレーメン州	DE5	7,800	-
9	ハンブルク州	DE6	14,000	-
10	ノルトライン＝ヴェストファーレン州	DEA	1,492,300	6,000 ( 0.4%)
11	ラインラント＝プファルツ州	DEB	708,900	-
12	ザールラント州	DEC	71,400	-
13	ザクセン州	DED	895,200	-
14	ザクセン＝アンハルト州	DEE	1,148,400	-
15	シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州	DEF	977,900	-
16	テューリンゲン州	DEG	772,600	-

（出所）Statistisches Bundesamt (Destatis), 2024 | Stand: 23.01.2025 / 14 09:52、CAP Catalogue（2025年7月25日アクセス）より作成

## ドイツにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- ドイツでは、EU予算であるEAFRDに加え連邦政府および州政府から共同出資が拠出されている。各連邦州の資金配分先の優先度及び提供プログラムの内容は連邦州によって決定されており、中山間地域政策における受給額や受給要件は連邦州によって異なる。
- 自然等地域固有制約（ANC）支払いの目的は以下のとおりである。
  1. 条件不利地における農業の維持
    - 自然的な制約のある地域の管理を維持し、伝統的な農業形態を、収入減への補償や現地に適した農法・実践への支援といったインセンティブを通じて保存すること
  2. 保護地域内外の生物多様性の維持：
    - 保護地域外の生物多様性に富む半自然生息地を維持し、その機能を保全し、関連地域の生物群集ネットワークを補完すること
    - ドイツ連邦自然保護法（BNatSchG）に基づき、国土の10%規模で生物多様性ネットワークを構築する（保護区内外を含む）こと

### 自然等地域固有制約（ANC）支払いの背景（ニーズ）

1. 条件不利地における農業の維持	2. 保護地域内外の生物多様性の維持
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然的な障害を持つ地域での農業生産は、特有でより多様化した土地利用システムや農場構造をもたらし、作物栽培の歴史的な生息地や、より多様な景観が形成されてきた。</li> <li>2. 不利地域で経営する農場は経済的に不利であるため、農業が放棄されるリスクがある。</li> <li>3. 特化した経営体（例：羊や肥育牛の飼育）は、集中的に飼育される動物よりもかなり多くの追加コストがかかり、結果として生産システムにおける付加価値の潜在的な水準が著しく低くなる。このような経済的課題は、ドイツの一部地域でこの種の産業の衰退や、経営の放棄、または土壌や気候条件が厳しい生態学的価値の高い土地の大幅な未活用につながっている。</li> <li>4. 草地は、定期的な草刈りまたは放牧といった管理に依存している。</li> <li>5. 特に急斜面のブドウ畑や点在した果樹園は、典型的な農耕景観を形作り、特別な生息地を創出してきた。</li> <li>6. 自然的な障害を持つ地域での農業生産は、農村構造や観光面でも重要であり、これらの地域の農家にアグリツーリズムによる第二の収入源をもたらす可能性がある。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. グリーンインフラの整備：動植物種の多様性、その遺伝的多様性、生息地の多様性は、自然の多くの生態系サービスを提供している。生物多様性や生息地の質の喪失は、生態系の機能低下につながる。生態系サービスを提供するための前提条件と見なされ、推進されるべきである。</li> <li>2. 生息地や種の保全・発展のためには、保護区外での利用圧の高まりや、それに伴う悪影響に対抗し、生態系や生物多様性ネットワークの機能（保護区同士の連結も含む）が恒久的に回復・維持できるようにする必要がある。</li> <li>3. 「生息地指令」や「鳥類指令」で保護される対象（生息地のタイプや種）は、Natura 2000地域外でも全体として良好な保全状況が維持・回復されるように利用・管理されなければならない（優先行動枠組み（PAF）に準拠）。特に保護区に隣接する緩衝地帯は、保護価値の高い生息地を外部からの物質流入から守る役割を果たす。湿地の再湿化の場合は、保護区外の集水域も対策に含める必要がある。</li> <li>4. 生物多様性の確保・向上のためには、洪水域や水辺生物群集の連結も考慮した広域生物多様性ネットワークの構築が求められる。保護区制度に加え、集約的に利用されている地域や景観内でも、生息地の最小基盤、ステップストーン的な生物群集、連絡回廊の確保が必要である。</li> <li>5. 生物多様性ネットワーク（連結生物群集ネットワーク、ドイツ連邦自然保護法§ 20）の設立には、空間的に狙いを定めた施策の管理が必要である。農業環境・自然保護対策が自然保護の観点に基づくものであるためには、自治体の景観計画、その他の自然保護計画や、個々の農場の自然保護計画（生物群集設計や維持管理費も含む）との連携が特に重要である。</li> <li>6. 農業や林業は保護区外でも管理要件の影響を受ける。経営上の制約に対する補償は、条件や最終的には保護区全体の受容性を高める。</li> <li>7. 耕地、草地、果樹園、森林、生け垣、藪、畑の縁にある樹木など、多様な土地利用のモザイクは生物多様性の中心的要素である。特に草地は、粗放的な農業と組み合わせられることで、種多様性の高い植生群集に重要な役割を果たす。</li> <li>8. 欧州委員会の生物多様性戦略では、2023年までに高多様性の景観要素（休耕地や生け垣など）を備えた農地を少なくとも10%回復させることが目標とされている。</li> <li>9. 保護区外での種や生息地の保全を推進し、自然保護・レクリエーション価値の高い多様な景観を維持し、適応した農業利用を通じて管理すること、とりわけ自然保護に従って農業を行い、農地全体で野生動物の生息地を増やすことが求められる。</li> <li>10. 歴史的な文化的景観、伝統的な農法、利用形態、特徴的な半自然的構造物の保存・維持は、景観の特徴や多様性を保証し、土地利用者や保養を求める人々の景観への愛着を促進する。</li> <li>11. 気候変動は半自然生態系の種組成も変化させる。一般的に半自然生態系は気候変動の影響に適応するが、適応戦略では、今後不足が予想される資源（水、用地、土壌）を社会的対立や環境負荷なく効率的に利用し続ける指針や付随対策が必要である。</li> </ol>


**自然等制約地域支払（ANC）の予算・受給要件**

- ドイツのCAP戦略計画（2023–2027年）における州別の自然等地域固有制約（ANC）支払いでは、土地の生産性に応じて補助率を調整することで必要な地域に重点的に予算を配分するために、単価決定基準である収量指数（EMZ：Ertragsmesszahl）を導入している。
  - 各州や自治体を実施する土壌（耕地及び牧草地）評価に面積を乗じたもの
  - 土地の生産力（収量ポテンシャル）を数値化した指標であり、連邦政府がBodenschätzungsgesetz（土壌評価法）9条に基づいて規定
- ①山岳地域（EL-0201-01）支払いは、収量指数（EMZ）及び各州の要件に基づいて決定される。大規模農地には逡減措置が設定される

## ANC支払い（山岳地域）（EL-0201-01）

州	NUTS コード	施策番号	対象面積 (ha)	単価 (ユーロ/ha)	受給要件	予算（百万ユーロ）						
						総額	2023	2024	2025	2026	2027	
1	バーデン=ヴュルテンベルク州	DE1	EL0201-01	98,825	100-140	以下の3点を勘案して決定 1. 収量指数（EMZ） 2. 農地面積に基づく逡減措置 3. 土地登記に基づく単収	62.2	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
2	バイエルン州	DE2	EL0201-01	451,131	20-200	以下の3点を勘案して決定 1. 収量指数（EMZ） 2. 農地システム（草地面積割合） 3. 農地面積に基づく逡減措置	204.1	40.8	40.8	40.8	40.8	40.8
					50	急勾配地域 (勾配20%以上かつ100㎡以上)						
					200	特定の高山地域						
					200	標高1000ha以上の地域						
10	ノルトライン=ヴェストファーレン州	DEA	EL0201-01	6,000	75	一律。ただし、農地面積に基づく逡減措置あり	2.3	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45



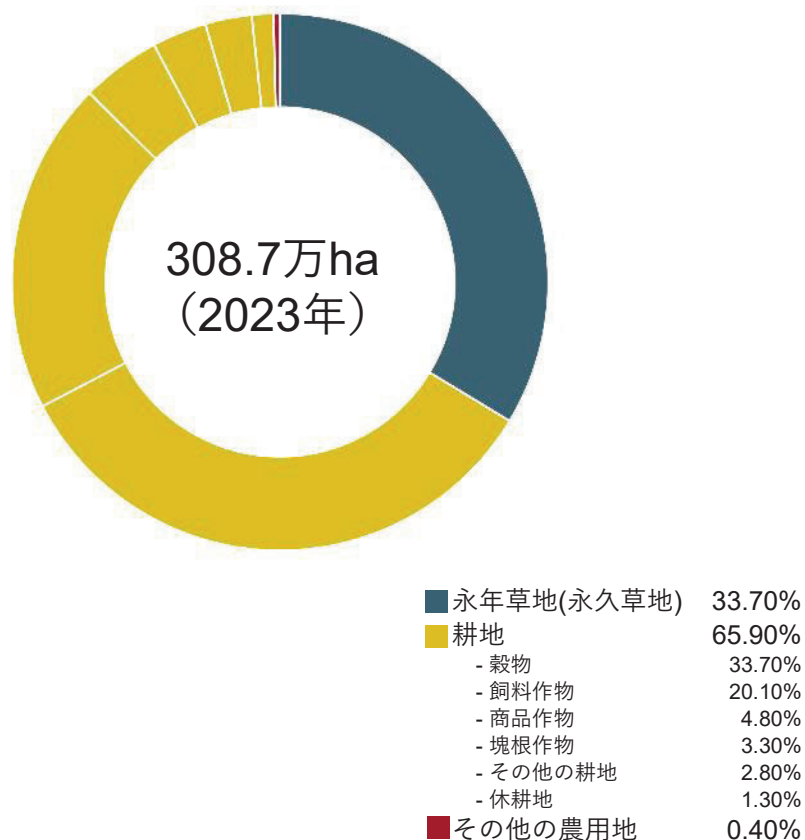
## ANC支払い（山岳地域）農地面積に基づく逡減措置

逡減率	75ha以下	75ha超～ 100ha以下	100ha超～ 150ha以下	150ha超～ 200ha以下	200ha超～ 250ha以下	250ha超～ 300ha以下	300ha超～ 400ha以下	400ha超～ 500ha以下	500ha超
バーデン＝ヴュルテンベルク州	0%		20%		40%		60%	80%	100%
バイエルン州	0%	35%		65%		100%			
ノルトライン＝ヴェストファーレン州	0%		25%		100%				

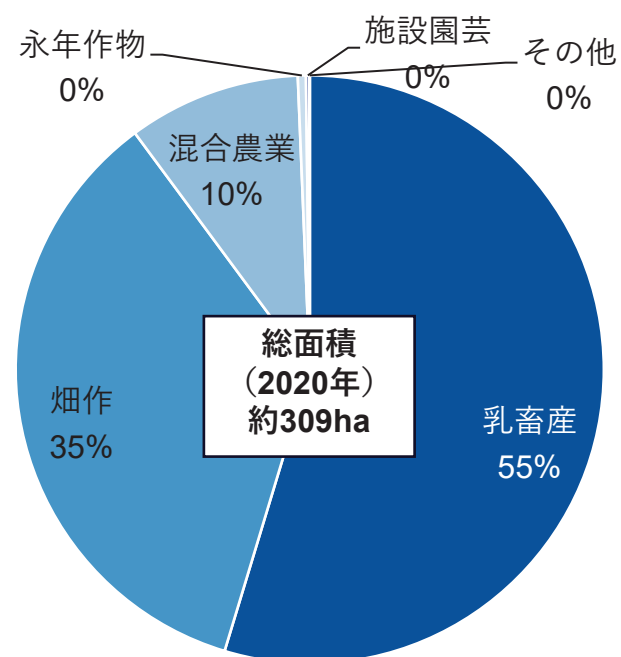
## ドイツにおけるバイエルン州の位置づけ

- バイエルン州は特に農業が盛んな州の一つであり、ドイツ農業者の約3割が属すとともに同国最大の農地面積を有す。農地面積は約309万ha（2023年）であり、ドイツ全体の約18.6%を占める
- バイエルン州には、南部に山岳地域、北部に丘陵地域等の条件不利地が分布している。ドイツでは、山岳地域支払いの少ない同国において、唯一アルペン地域に属している地域である。
- 山岳地域支払対象面積が同国最大であり、農地の約15.5%が支払対象となっている

### 2023年の農業利用地の主な利用形態



### 主要な農産品（2020年）




**バイエルン州で導入されている条件不利地に対する施策の例**

- バイエルン州で導入されている直接支払施策のうち、条件不利地で特に導入されている施策はカップル支払いとエコスキームである
  - カップル支払い：小さい牧草地を持つ農家が兼業で母牛を数頭飼うようなケースが多い。この飼養形態は補助金を合わせて採算をとっているため、申請する農業者の割合が高いものと推察される。また、バイエルン州の主要製品の55%が乳畜産業であり、申請母数も多いものと推察される。
  - エコスキーム：2023年に申請されたエコスキームのうち、最も多いのはOR7「Natura 2000 地域での保安全管理」、次いでOR4「永久草地の集約管理」、OR5「結果志向の恒久草地管理」であった。Natura 2000の対象地域はANCの自然制約地域や特定制約地域とも被っている場合があり、二重支払いに該当せずに受給している可能性がある

## バイエルン州の条件不利地向けの施策例

区分	施策名（原文）	施策名（仮訳）	概要	総額 (2024)	EU	国	州
CAPの 農村振興施策	Kulturlandschaftsprogramm (KULAP)	文化景観プログラム (KULAP)	環境・気候管理誓約（AUKM）。生物多様性保全、土壌・水保全、草地の遅刈りや耕起制限、景観要素の維持など、環境・気候配慮の営農を支援。CAP（農村振興）と州予算で共同拠出	314.1	137	34	143
CAPの 農村振興施策	Ausgleichszulage für benachteiligte Gebiete (AZL) in Bayern	不利地域補償金（バイエルン）（AGZ）	自然等地域固有制約。山地・中間地域など自然的不利条件地域の追加コスト・減収を補う面積型支払い。農業の継続と景観維持を支援。州が詳細設計。CAP（農村振興）と州予算で共同拠出	111.8	56	56	0 (百万ユーロ)
CAPの 農村振興施策	Einzelbetriebliche Investitionsförderung (EIF)	個人投資促進 (EIF)	農業投資促進プログラム(AFP)と多様化促進プログラム(DIV)で構成されている。AFPは生産環境と労働環境の改善を目的としており、事業継承等にも活用されるが、特に動物福祉の観点から「動物にやさしい畜舎への投資」に利用されることが多い。DIVは農家の副収入源の創出を目的としており、農家民宿、加工、販売などの支援施策	80.6	24	23	34


**バイエルン州で導入されている条件不利地に対する施策の例**

- 山岳地域はバイエルン州南部に位置しており、非常に急峻な地形であり、永久牧草地としての利用が多い。4～6 ha程度の小規模な兼業農家が多い
- 2023年以前は、UAAの25%以上が山岳地帯にある農場のみが対象であったものの、2024年以降は、アルプス地域及び山岳地域内に本部を置くすべての農園が対象となる
- バイエルン州で導入されている農業施策のうち、山岳地域（アルプス地域）向けの施策は4つ（KULAP、VNP、AZL、BBP）

## バイエルン州の山岳地域向けの施策例

(百万ユーロ)

区分	施策名（原文）	施策名（仮訳）	概要	総額 (2024年)	EU	国	州
CAPの農村振興施策	Kulturlandschaftsprogramm (KULAP)	文化景観プログラム (KULAP)	環境・気候管理誓約 (AUKM)。生物多様性保全、土壌・水保全、草地の遅刈りや耕起制限、景観要素の維持など、環境・気候配慮の営農を支援。CAP（農村振興）と国・州予算で共同拠出	314.1	137	34	143
CAPの農村振興施策	Vertragsnaturschutzprogramm Landwirtschaft (VNP)	契約自然保護プログラム (VNP)	環境・気候管理誓約 (AUKM)。指定地域の生息地・種保全を目的に、放牧や刈取り時期の調整、ビオトープ管理などの契約型管理に対して支払う。KULAPよりも自然保護に特化。CAP（農村振興）と州予算で共同拠出	85.3 (2023年)	支出内訳情報なし ※国の資金はなし		
CAPの農村振興施策	Ausgleichszulage für benachteiligte Gebiete (AZL) in Bayern	不利地域補償金 (バイエルン) (AGZ)	自然等地域固有制約。山地・中間地域など自然的不利条件地域の追加コスト・減収を補う面積型支払い。農業の継続と景観維持を支援。州が詳細設計。CAP（農村振興）と州予算で共同拠出	111.8	56	56	0
その他の独自農業政策	Bayerisches Bergbauernprogramm (BBP)	バイエルン山岳農業プログラム (BBP)	州独自予算の山岳・高地放牧支援。アルム/アルプや自家放牧地の維持管理、雪崩・土砂・石礫被害の復旧、家畜保護小屋・給水・放牧設備、接続・追い込み道、専用機械の導入等を補助。例：維持管理はヘクタール当たり900ユーロ（上限あり）、建物・設備・機械は対象経費の50%（上限額・下限額規定、デ・ミニミス適用）	2.3 (2023年)	0	0	2.3



- バイエルン州独自予算の山岳・高地放牧支援は、バイエルン山岳農業プログラム（BBP）であり、アルプス地域の約14,200世帯の農業者を対象としている。

## バイエルン山岳農業プログラム（BBP）における主要な施策

施策	対象	条件	支援内容
2.1：認定された高山牧草地／高山草原の回復及び維持管理	高山牧草地／高山草原および自家牧草地の管理者（所有者、借地人、被許可者、協同組合、共同組合など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>回復及び維持管理が完了した場合</li> <li>上限は3,000€/ha</li> <li>対象期間は3年間以内</li> </ul>	900€/ha
2.2：農業用高山建物の改修および新築	3ha以上の農業用地を自ら管理している農業企業。ただし、申請前の過去5年以内にCAP資金を受給している場合は3ha未満でも対象となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限は110,000 ユーロ</li> <li>※1,000ユーロ未満は対象外</li> </ul>	対象費用の50%
2.3：適切な牧草地管理のための施設の新設および更新		<ul style="list-style-type: none"> <li>牛舎、給水システム、放牧設備、放牧施設が対象</li> <li>上限は20,000€</li> <li>※500ユーロ未満は対象外</li> </ul>	対象費用の50%
2.4：認定高山牧草地または森林牧草地の統合に関連する代替地域のアクセス道路および走行道路の建設		<ul style="list-style-type: none"> <li>上限は30,000€</li> <li>※1,000ユーロ未満は対象外</li> </ul>	対象費用の50%
2.5：特殊機械の調達		<ul style="list-style-type: none"> <li>上限は30,000€</li> <li>※2,000ユーロ未満は対象外</li> </ul>	対象費用の50%


**バイエルン州で導入されている条件不利地に対する施策の例**

条件不利地の農業の特徴	<p>【条件不利地地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バイエルン州には、南部に山岳地域、北部に丘陵地域等の条件不利地が分布している。</li> </ul> <p>【南部の山岳地域：概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常に急峻な地形であり、永久牧草地としての利用が中心。4～6ha程度の小規模兼業農家が多く、自己所有地での農業の比率が比較的高い。</li> <li>近年オオカミの被害が増え、夏の放牧に懸念が生じている。防護柵に加え、防護犬の活用が進められている。</li> </ul> <p>【北部の丘陵地域等：概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耕作・ワイン栽培が行われ、10ha超の中規模農場も多い。賃借地の比率が高く、歴史的に農地を子どもの人数に応じて分割してきたことが、区画の細分化と賃借地増加の一因となっている。細分化された農地の一部は現在農地以外に転用されている。</li> </ul>										
条件不利地でよく利用される施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件不利地域（特に南部の山岳地域）の農家は以下の補助金に強く依存しており、これらのプログラムなしには生きていけない状況である。</li> </ul> <p>■CAP</p> <table border="1" data-bbox="383 786 2031 1193"> <tr> <td data-bbox="383 786 846 895">カッパル支払</td> <td data-bbox="846 786 2031 895">対象は、母牛、子付き牝牛、母羊、母ヤギ。家畜はあまり時間を投資しなくても良いため、小さい牧草地を持つ農家が兼業で母牛を数頭飼うようなケースも多いこうした飼養形態は補助金がなければ採算が合わず、継続が難しい。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 895 846 938">エコスキーム</td> <td data-bbox="846 895 2031 938">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 938 846 981">ANC支払</td> <td data-bbox="846 938 2031 981">山岳農家はこの支払いに強く依存している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 981 846 1145">KULAP（環境・気候等管理誓約）</td> <td data-bbox="846 981 2031 1145">環境・気候保護と農業生産の両立を目的とした施策。バイエルン州内農場の約半数が申請しており、家畜農家による利用も多い。条件不利地域においても広く活用されている。草地の刈り取り時期や植生等に関する一定の条件が課される。農場周囲に生け垣を造成する場合などにも適用されるため、小規模農家でも利用しやすい制度となっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1145 846 1193">個別投資支援（EIF）</td> <td data-bbox="846 1145 2031 1193">畜舎の建設などに活用される</td> </tr> </table>	カッパル支払	対象は、母牛、子付き牝牛、母羊、母ヤギ。家畜はあまり時間を投資しなくても良いため、小さい牧草地を持つ農家が兼業で母牛を数頭飼うようなケースも多いこうした飼養形態は補助金がなければ採算が合わず、継続が難しい。	エコスキーム	—	ANC支払	山岳農家はこの支払いに強く依存している。	KULAP（環境・気候等管理誓約）	環境・気候保護と農業生産の両立を目的とした施策。バイエルン州内農場の約半数が申請しており、家畜農家による利用も多い。条件不利地域においても広く活用されている。草地の刈り取り時期や植生等に関する一定の条件が課される。農場周囲に生け垣を造成する場合などにも適用されるため、小規模農家でも利用しやすい制度となっている。	個別投資支援（EIF）	畜舎の建設などに活用される
カッパル支払	対象は、母牛、子付き牝牛、母羊、母ヤギ。家畜はあまり時間を投資しなくても良いため、小さい牧草地を持つ農家が兼業で母牛を数頭飼うようなケースも多いこうした飼養形態は補助金がなければ採算が合わず、継続が難しい。										
エコスキーム	—										
ANC支払	山岳農家はこの支払いに強く依存している。										
KULAP（環境・気候等管理誓約）	環境・気候保護と農業生産の両立を目的とした施策。バイエルン州内農場の約半数が申請しており、家畜農家による利用も多い。条件不利地域においても広く活用されている。草地の刈り取り時期や植生等に関する一定の条件が課される。農場周囲に生け垣を造成する場合などにも適用されるため、小規模農家でも利用しやすい制度となっている。										
個別投資支援（EIF）	畜舎の建設などに活用される										

## 2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

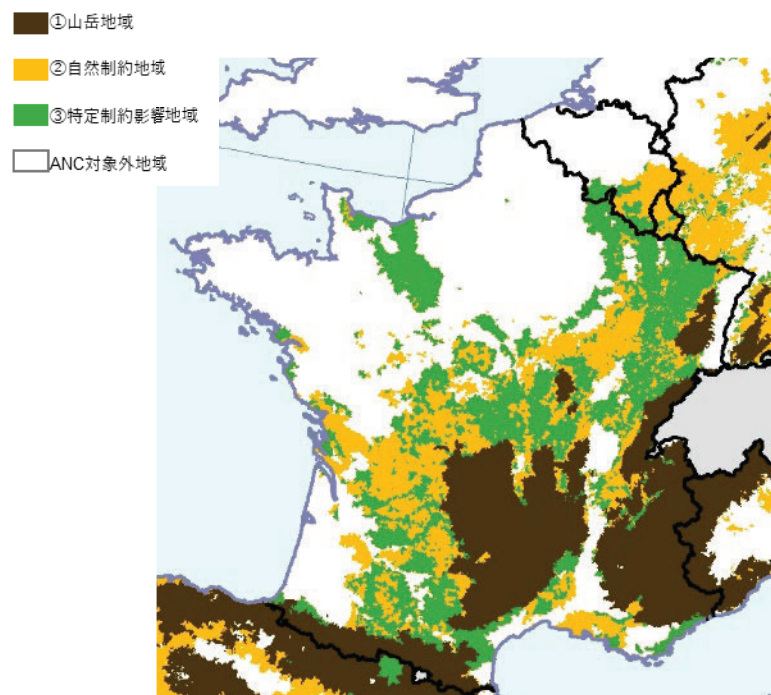
### 3. 主要国の中山間地域政策

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| (1) 政策の概要       | …p.182        |
| (2) ドイツ         | …p.190        |
| <b>(3) フランス</b> | <b>…p.200</b> |
| (4) オーストリア      | …p.209        |
| (5) ポーランド       | …p.216        |
| (6) スペイン        | …p.221        |

## フランスにおける自然等制約地域支払 (ANC) の概要

- フランスは国土の約50.4%にあたる2,736万haが農地となっており、うち54.2%がANC対象面積である。
- ANC対象面積のうち、山岳地域は南東部を中心に分布している。山岳地域は国土全体の16.45%を占める。
- フランスでは全国規模の統一政策 (L'indemnité compensatoire de handicaps naturels (ICHN)) を中央政府が策定し、各県政府が実施

### ANC支払対象面積の分布 (2021年)



#### ①山岳地域を条件とした支払いは以下の6地域、46県で実施

- プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール大地域圏 (Alpes-de-Haute-Provence県、Hautes-Alpes県、Alpes-Maritimes県、Var県、Vaucluse県)
- オクシタニー地域圏 (Ariège県、Aude県、Aveyron県、Gard県、Haute-Garonne県、Hérault県、Lot県、Lozère県、Hautes-Pyrénées県、Pyrénées-Orientales県、Tarn県、Tarn-et-Garonne県)
- ニューヴェル＝アキテーヌ大地域圏 (Corrèze県、Creuse県、Pyrénées-Atlantiques県、Haute-Vienne県)
- グラン・テスト大地域圏 (Meurthe-et-Moselle県、Moselle県、Bas-Rhin県、Haut-Rhin県、Vosges県)
- ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ大地域圏 (Côte-d'Or県、Doubs県、Jura県、Nièvre県、Haute-Saône県、Saône-et-Loire県、Yonne県、Territoire de Belfort県)
- オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ大地域圏 (Ain県、Allier県、Ardèche県、Cantal県、Drôme県、Isère県、Loire県、Haute-Loire県、Puy-de-Dôme県、Rhône県、Savoie県、Haute-Savoie県)

## フランスにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- フランスでは、EU予算であるEAFRDに加え国家予算から共同出資が拠出されている。ANC導入以前である1976年依頼、全国規模の統一政策（L'indemnité compensatoire de handicaps naturels (ICHN)）を中央政府が策定して実施しており、ANC支払いはICHNの支給対象地域に施行されているため、実質的に同義であると推察される
- ANC支払いは、山岳地域支払（ZM）、自然制約地域支払（ZSCN）、特定制約影響地域支払（ZSCs）の3つに分かれており、目的も個別に設定
- このうち、山岳地域支払（ZM）の目的は以下のとおり
  1. 地域・部門で安定した農業所得を支え、食料安全保障を確保する
    - 地域や部門間の所得格差を縮小し、どこでも農業生産・雇用を維持できる仕組みを構築すること
  2. 炭素貯留を推進（気候変動緩和）/生物多様性保全・持続的利用の推進
  3. 脆弱な地域への公的支援の実施
    - 中山間地域、コルシカ島、海外県は地理的・経済的に制約を有す

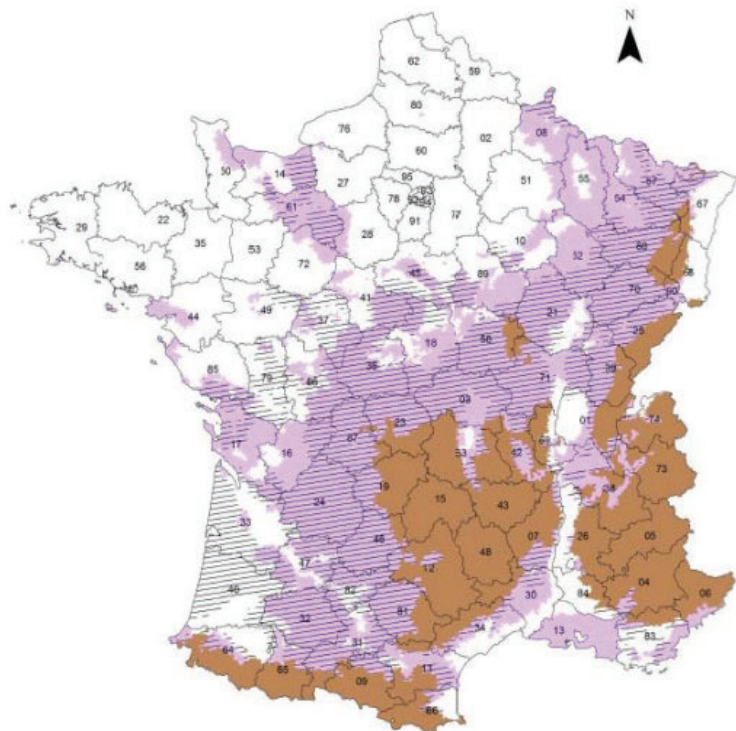
### 自然等地域固有制約（ANC）支払いの背景（ニーズ）

1. 食料安全保障の確保	2. 環境施策の推進（気候変動緩和＋生物多様性）	3. 脆弱な地域への公的支援
1. 地域や部門ごとの所得格差を縮小し、どこでも農業生産・雇用を維持する必要がある。市場で評価されにくい多面的機能（外部性）を持つ農業の仕組みを支援し、農業の提供するサービス（環境保全や文化的役割など）への報酬を確保する。伝統的な（歴史的な）補助金配分を見直し、現状に即した公平な分配と、あらゆる農業者への所得支援を目指す。	1. フランスは欧州内でも農地・森林面積が大きく、炭素吸収・貯蔵の潜在力が高い。森林の持続的管理・再生、木材の長寿命製品への利用促進が必要。農業では、草地、植生帯（水田・湿地）、輪作の多様化、土壌被覆・耕起制限、家畜糞尿の循環利用など、炭素貯留・有機物循環の仕組み強化が必要。 2. 農林業の現場で多様な作物・家畜、草地や湿地、生態系インフラを守る必要がある。「Natura 2000」などの環境保全地域と農業活動の両立が目標。生物多様性と生態系サービス（受粉や生態系維持）を増進する取り組みが求められている。	1. 一部の農村地域では貧困、人口減少、サービス不足、インフラ未整備などの課題が深刻。特に中山間地やコルシカ・海外県など、地理的・社会的ハンディを持つ地域に配慮が必要。デジタル化など新たなインフラ整備や、農業活動の多様化支援も重要。

## 自然等地域固有制約（ANC）支払いの予算・受給要件

- ZSCN及びZSCSについては、EU規則1305/2013に基づき、全体での加盟国間の基準の際の統一化の流れで、2019年に新たに設定。
  - 旧：Zones Defavorisées Simples→新：自然制約地域（ZSCN）
  - 旧：Zones à handicaps spécifiques→新：特定制約影響地域（ZSCS）
  - Zones de montagne et de haute-montagne→変更なし

### 条件不利地（2018年改定前後の比較）



### フランスにおける自然制約地域（ZSCN）の新規設定基準

#### 山岳地域を除く 全自治体に8つの 生物・物理的基準を適用

自治体の農業利用面積の60%が少なくとも1つの制約を受けている場合（EU設定の17の指標に対する閾値を満たすか判断）

- 土壌の排水不良
- 急勾配
- 不利な土壌構造
- 低温
- と石の割合
- 乾燥
- 根張りの浅さ
- 過剰な土壌水分
- 化学特性の不良

#### 複合的な 生物物理的基準を 適用

8つの基準の少なくとも2つを満たし、かつ各基準について欧州の閾値の±20%の許容範囲内にある土壌

#### 4つの微調整基準で 調整

以下の微調整基準を全て満たす場合（EUの示す指標例から仏が選択）

- 乾燥地域における灌漑や温室設置、人口排水に対する投資が行われている場合は対象外
- 飼養密度（UGB/ha SFP）が1.4以下
- 標準総生産高（PBS/ha）≤1858 €/ha（仏平均の80%以下）
- 軟質小麦の収量（qx/ha）≤72.6

### フランスにおける特定制約影響地域（ZSCS）の新規設定基準

特定の制約条件に該当し、かつ環境保全や改善、農村景観の維持、観光の可能性の確保、海岸線保護等の目的のために土地の管理を継続する必要がある場合、ICHN対象。下記基準に基づき、ZSCN同様微調整が掛けられる

#### <フランスが設定した条件>

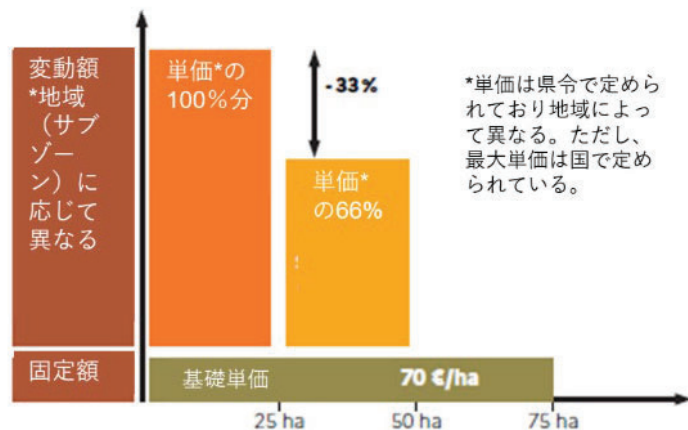
- 飼料自給：永年草地（STH）および/または一時的な牧草地（PT）および/または自家消費面積の割合が高い地域
- 低生産地域：低生産地域が当該地域の草地の面積の重要な部分を占める地域
- 多角的経営・畜産：多角経営・畜産システムが農業生産の重要な部分を占める地域
- 生垣：生垣のある農場が非常に多い地域
- 湿地：その地域の一部がラムサール条約登録湿地に指定されている自治体
- 耕作放棄地：農地が急速に劣化しており、その地域にある農場の大半が中小規模の農場である地域

(出所) 全国農業会議所ウェブサイトLa révision de la carte des zones défavorisées (ZDS)  
([https://opera-connaissances.chambres-agriculture.fr/doc\\_num.php?explnum\\_id=146413](https://opera-connaissances.chambres-agriculture.fr/doc_num.php?explnum_id=146413)) より転載抜粋

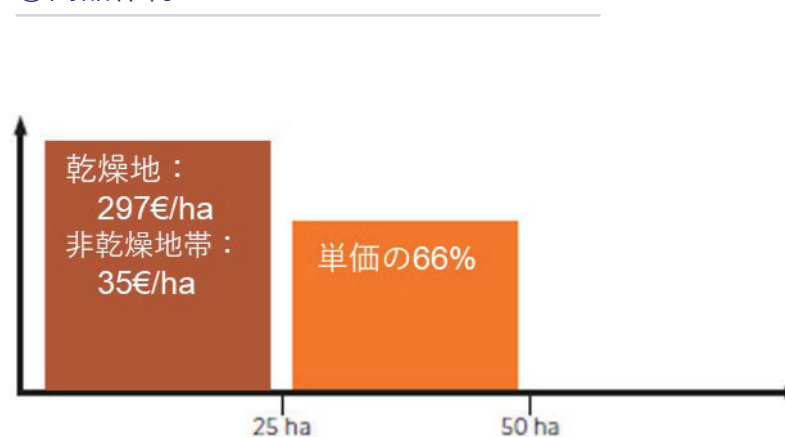
## 自然等地域固有制約（ANC）支払いの概要

- フランスのANC支払である、L'indemnité compensatoire de handicaps naturels (ICHN)は以下の2つの農地を対象としており、②は山岳地域支払いのみ対象
  - ① 飼料作物の生産（当該地域で使用する飼料用の作物・牧草の栽培）
  - ② 商品作物の生産
- 受給要件は、以下のとおり。
  - 現役の農業者であること
  - 収入の50%以上を農業活動から得ている
  - 農地の80%以上が条件不利地に属している
  - 最低面積：① 3ha、② 1ha
  - 最大面積：① 75ha、② 50ha
  - ①については、5頭（UGB）以上の草食動物を飼育していることも追加の条件である

### ①飼料作物のICHN



### ②商品作物のICHN



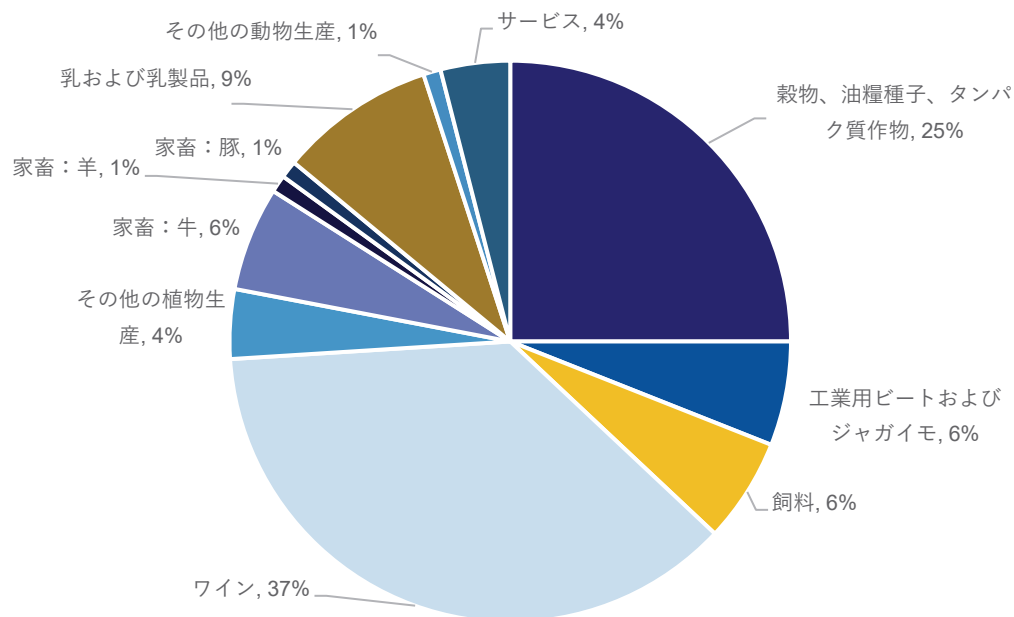
※最初の25haに対する最大単価（€/ha）

高山地域		山岳地域		山麓地域		単純な不利地域	
乾燥地帯	非乾燥地帯	乾燥地帯	非乾燥地帯	乾燥地帯	非乾燥地帯	乾燥地帯	非乾燥地帯
385	382	316	235	154	96	138	85

## フランスにおけるグラン・テスト地域圏の位置づけ

- グラン・テスト地域圏は、パリ盆地及び、アルザス平原の陥没に伴い隆起したヴォージュ山脈が接しており、山、丘、平野が混在する独特な景観を形成している。グラン・テスト地域圏では、土地の約8割が農林業に充てられており、農産物および農業・食品産業の雇用数で国内1位である。主な作物としては、穀物、菜種、ナタネ、乾燥用アルファルファ、麻、ホップ、エンドウ豆、レンズ豆の栽培面積が国内でも比較的大きい比率を占める。
- グラン・テスト地域圏に割り当てられているEU基金は、2021年から2027年の間にグラン・テスト地域に14億ユーロ以上拠出。上記基金のうち、地域が管理する農業予算は2.5億€である。
  - 地域が管理する金額は、うち11億5,000万ユーロ
  - 欧州地域開発基金（ERDF）からの6億3,150万ユーロ、欧州社会基金（ESF+）からの1億5,500万ユーロ、公正移行基金からの1億1,250万ユーロ、および2023/2027年向けの欧州農村開発農業基金（EAFRD）からの2億5,000万ユーロが支援
  - 他方で、国は、ESF+の「雇用と包摂」に1億6,800万ユーロ、従業員または元従業員の再訓練を支援するための公正な移行基金の社会的コンポーネントに4,800万ユーロを管理

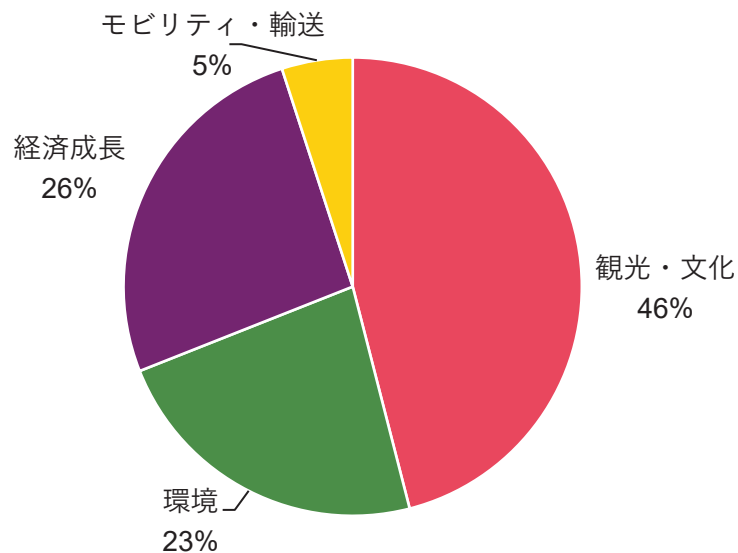
### グラン・テスト地域圏における農業生産額の分布（2022年）



## フランスの山岳地域政策 (3) グラン・テスト地域の山岳地域支援

- フランスにおいては、山岳地域支援に対する総投資額は約2億2000万ユーロ（共同出資を含む）。うち、欧州地域開発基金（ERDF）は約1億1800万ユーロを占める。フランスでは、6つの管理当局が、5つの地域にまたがる山岳地帯への支援策を計画している。
  - プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール地域のプログラムの対象となるアルプス山脈
  - オヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域のプログラムの対象となる中央山脈
  - ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ地域圏のプログラムの対象地域であるジュラ山脈
  - グラン・テスト地域圏のプログラムの対象地域であるヴォージュ山脈
  - ヌーヴェル・アキテーヌ地域圏およびオクシタニー地域圏のプログラムの対象地域であるピレネー山脈。
- このうち、グラン・テスト地域圏は、ヴォージュ山脈で実施。グラン・テスト地域圏における山岳地域は、旧アルザス地方のバラン県、オーラン県の西部に位置している。

フランスにおける山岳地域に対する予算配分



グラン・テスト地域圏における山岳地域



## フランス グラン・テスト地域で導入されている主な条件不利地施策

- グラン・テスト地域圏におけるICHNにおける予算枠は、国家で管理されており、EAFRDの共同出資率は65%である。グラン・テスト地域圏におけるICHNは、2024年に6,375の受益者に分配された。なお各地方に対する支払い金額は、以下に示す通りである。
- また、山岳地域向けの支払いとしては、ヴォージュ山脈山岳地帯の人口と経済活動を維持するためのプロジェクト支援などが導入されている。

### グラン・テスト地域圏におけるICHN支出金額（2024年）

	国予算 (ETAT)	欧州農業農村開発基金 (EAFRD)	総額
ICHN アルザス	1.7 M€	3.1 M€	4.8 M€
ICHN ロレーヌ	14.4 M€	26.7 M€	41.1 M€
ICHN シャンパーニュ＝アルデンヌ	6.4 M€	11.9 M€	18.3 M€
ICHN グラン・エスト	22.5 M€	41.7 M€	64.2 M€

### ヴォージュ山脈で導入されている施策例

#### <Massif des Vosges>

プロジェクトの詳細な審査後、一般法規制(国家補助金、公共調達、国家規制など)によって課せられる公的補助金の上限を条件として、対象経費の最大60%を補助

- 山岳地帯の生産物、製品、特定のノウハウ、アイデンティティ、および観光資源の価値を高めるプロジェクト
- 山岳地帯の特定の産業分野における企業間のネットワーク構築と共同プロジェクトの推進
- 山岳地帯の特定の設備、遊休地の改善と多様化
- 観光宿泊施設や観光活動を行う施設が提供するサービスや接客の質の向上を目的とした投資（ヴォージュ山脈の観光戦略に関連）


**アルザス地域で導入されている主な条件不利地施策に関するヒアリング結果**

条件不利地の農業の特徴	<p>【概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の土壌の肥沃度が低く、利用農地の約95%は永年牧草地を中心とした草地であり、主に牛を対象とした粗放的な放牧・飼養が行われている。</li> <li>家畜密度は平均0.5UGB/haと低く、1.4UGB/haを超える平野部の集約的地域とは対照的である。乳生産量は平地と比較して半量程度であり、さらに山地では輸送コストも高い。</li> <li>そのため、直売や乳製品の加工、農家レストラン、民宿等を積極的に展開し、付加価値をつけることで所得を補填している。とりわけアルザス地域は、直売や農家民宿をフランスで初めて導入した先駆的な地域である。</li> </ul>																				
条件不利地によく利用される施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルザス州の条件不利地域の農業者によく利用されている施策は以下に示すとおりである。</li> </ul> <p>■CAP</p> <table border="1" data-bbox="405 611 2013 1094"> <tr> <td>基礎所得支払</td> <td>122ユーロ/ha</td> </tr> <tr> <td>再分配支払</td> <td>最初の52ヘクタールまで50ユーロ/ha。中山間地域の経営規模は50ヘクタール前後の規模が多く、再分配支払も重要な役割を担う。</td> </tr> <tr> <td>カップル支払</td> <td>乳牛の場合58ユーロ/UGB。中山間地域の農家は何らかの家畜を飼っていることがほとんどであり、特に牛を飼う農家にとっては重要な支援である。</td> </tr> <tr> <td>エコスキーム</td> <td>永年牧草地：66ユーロ/ha、有機農業：95ユーロ/ha</td> </tr> <tr> <td>ICHN（ANC）支払</td> <td>金額は面積、家畜密度、農業外収入の程度条件によって異なるが、中山間地域の農家にとって最大の補償金</td> </tr> <tr> <td>環境・気候等管理誓約（MAE）</td> <td>50-200ユーロ/ha。中山間地域の農用地の7割がMAEの対象地であり、約8割の農家は何らかのMAEを実施している。MAEはICHNに次ぐ第2の重要な支援と言える。</td> </tr> <tr> <td>在来品種保全支援</td> <td>200ユーロ/ヴォージュ1頭。現在約2,500頭が支援対象で、中山間地域の農家の約4分の1が本支援を受けている</td> </tr> </table> <p>■地域独自施策</p> <table border="1" data-bbox="405 1137 2013 1378"> <tr> <td>農産物の多様化、加工、直接販売プロジェクトへの支援</td> <td>補助率40%、最大15万ユーロまで。中山間地域に限定されないが、中山間地域での利用も多い</td> </tr> <tr> <td>ヴォージュ牛の育種機関（OS）への支援</td> <td>中山間地域に特化した支援</td> </tr> <tr> <td>農家主導の景観及び農業生態学プロジェクトの支援</td> <td>荒れた土地を再び牧草地に戻すための作業に対する補助。補助率40or50%。中山間地域に特化した支援。</td> </tr> </table>	基礎所得支払	122ユーロ/ha	再分配支払	最初の52ヘクタールまで50ユーロ/ha。中山間地域の経営規模は50ヘクタール前後の規模が多く、再分配支払も重要な役割を担う。	カップル支払	乳牛の場合58ユーロ/UGB。中山間地域の農家は何らかの家畜を飼っていることがほとんどであり、特に牛を飼う農家にとっては重要な支援である。	エコスキーム	永年牧草地：66ユーロ/ha、有機農業：95ユーロ/ha	ICHN（ANC）支払	金額は面積、家畜密度、農業外収入の程度条件によって異なるが、中山間地域の農家にとって最大の補償金	環境・気候等管理誓約（MAE）	50-200ユーロ/ha。中山間地域の農用地の7割がMAEの対象地であり、約8割の農家は何らかのMAEを実施している。MAEはICHNに次ぐ第2の重要な支援と言える。	在来品種保全支援	200ユーロ/ヴォージュ1頭。現在約2,500頭が支援対象で、中山間地域の農家の約4分の1が本支援を受けている	農産物の多様化、加工、直接販売プロジェクトへの支援	補助率40%、最大15万ユーロまで。中山間地域に限定されないが、中山間地域での利用も多い	ヴォージュ牛の育種機関（OS）への支援	中山間地域に特化した支援	農家主導の景観及び農業生態学プロジェクトの支援	荒れた土地を再び牧草地に戻すための作業に対する補助。補助率40or50%。中山間地域に特化した支援。
基礎所得支払	122ユーロ/ha																				
再分配支払	最初の52ヘクタールまで50ユーロ/ha。中山間地域の経営規模は50ヘクタール前後の規模が多く、再分配支払も重要な役割を担う。																				
カップル支払	乳牛の場合58ユーロ/UGB。中山間地域の農家は何らかの家畜を飼っていることがほとんどであり、特に牛を飼う農家にとっては重要な支援である。																				
エコスキーム	永年牧草地：66ユーロ/ha、有機農業：95ユーロ/ha																				
ICHN（ANC）支払	金額は面積、家畜密度、農業外収入の程度条件によって異なるが、中山間地域の農家にとって最大の補償金																				
環境・気候等管理誓約（MAE）	50-200ユーロ/ha。中山間地域の農用地の7割がMAEの対象地であり、約8割の農家は何らかのMAEを実施している。MAEはICHNに次ぐ第2の重要な支援と言える。																				
在来品種保全支援	200ユーロ/ヴォージュ1頭。現在約2,500頭が支援対象で、中山間地域の農家の約4分の1が本支援を受けている																				
農産物の多様化、加工、直接販売プロジェクトへの支援	補助率40%、最大15万ユーロまで。中山間地域に限定されないが、中山間地域での利用も多い																				
ヴォージュ牛の育種機関（OS）への支援	中山間地域に特化した支援																				
農家主導の景観及び農業生態学プロジェクトの支援	荒れた土地を再び牧草地に戻すための作業に対する補助。補助率40or50%。中山間地域に特化した支援。																				

## 2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

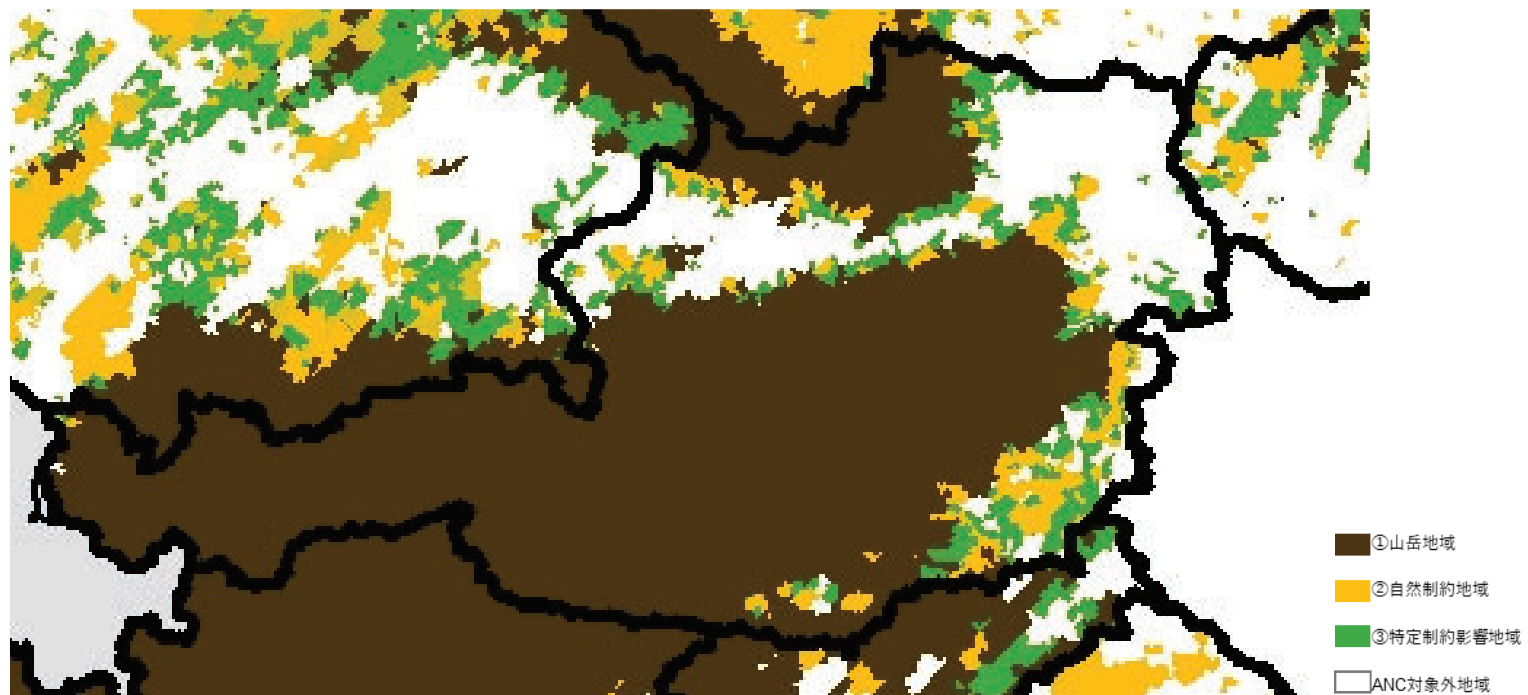
### 3. 主要国の中山間地域政策

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) 政策の概要         | …p.182        |
| (2) ドイツ           | …p.190        |
| (3) フランス          | …p.200        |
| <b>(4) オーストリア</b> | <b>…p.209</b> |
| (5) ポーランド         | …p.216        |
| (6) スペイン          | …p.221        |

## オーストリアにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- オーストリアは国土の約31%にあたる約260万haが農地となっており、うち63.24%がANC対象面積である。
- 国土の約7割が山岳地域であるオーストリアではANC（山岳地域）に該当する地域は国土の49.58%であり、ほぼすべての州で山岳地域支払いが導入されている。なお、自然制約地域（5.69%）、特定制約影響地域（7.97%）であり、山岳地域支払いが圧倒的に多い
  - 州の大半が山岳地域支払いの対象（チロル州、ケルンテン州、フォアアールベルク州、ザルツブルク州、シュタイアーマルク州）
  - 部分的に山岳地域支払いの対象（オーバーエスターライヒ州、ブルゲンラント州、ニーダーエスターライヒ州）
  - 山岳地域支払いの対象外（ウィーン）
- オーストリアは連邦制国家であるものの、農業政策については中央政府が主導し、各州が実施する体制となっている。

ANC支払対象面積の分布（2021年）



（出所）欧州委員会 DG AGRI <https://agridata.ec.europa.eu/extensions/IndicatorsEnvironmental/LessFavouredAreas.html>  
より転載抜粋

## 自然等制約地域支払（ANC）の概要

- オーストリアでは、生産条件が良好な地域と比較して管理コストが比較的高く収穫量が少ない不利な地域の土地管理を維持することを目的に、困難度得点（EP）に基づく全国統一のANC支払を導入している
- 自然等地域固有制約（ANC）支払いの目的は以下のとおり
  1. 条件不利地域における所得補償：
    - 条件不利地の農業・林業所得を非制約地域の農業所得と同水準に近づけることで、国全体での農業の維持、特に条件不利地域を含む農場の存続に貢献
  2. 地域に適応した粗放的農業経営の維持：
    - 生産基盤や農地景観を維持するため、地域の特性に適した粗放的な農業経営の維持

### 自然等地域固有制約（ANC）支払いの背景（ニーズ）

1. 条件不利地域における所得補償	2. 地域に適応した粗放的農業経営の維持
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 条件不利地域では、既存の公的支払いを考慮しても、2010年以降の農業・林業所得は、条件不利地域外の農場と比較して約11,000€低い（平均）</li> <li>2. 農業・林業所得の低さは小規模農業が多いことが主要な要因であり、制約が大きいほど、所得差も大きくなる。制約がある地域では、労働生産性が低く、効率の低い専門機械しか使用できない</li> <li>3. 法的義務、Natura 2000管理計画、水枠組指令（WFD）等への準拠に起因する追加要件が、収入減や追加コストに繋がっている</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. オーストリアの農地利用統計（ACS）によると、2004年（287万ha）から2020年（257万ha）の間に利用農地面積が約10%減少</li> <li>2. 農場数は2004年（149,086戸）から2020年（109,392戸）で27%減少</li> <li>3. 農業離脱によって生じた土地の管理は、周囲の農業者が承継したため、平均農場面積は2004年の約19.2haから2020年には23.5ha（+22%）に拡大し、大規模化が進む</li> </ol>

## 自然等制約地域支払（ANC）の予算・受給要件

- オーストリアのANC支払いでは、個々の農家の自然的・経済的営農困難度を数値で評価し、困難度得点（EP）に応じた農家区分を作成している。EPの得点を測る基準には、農場へのアクセスや道路の維持管理などの自然条件でない経済的要素も含まれている点特徴的である。
- 支払対象：
  - ① 困難度別の農地区分（耕地、永年草地・永年牧草地、永年耕地・特殊作物）：畜産農家、非畜産農家別で単価を設定
  - ② 高山牧草地または共同牧草地
- 受給要件は、以下のとおり。
  - 条件不利地域で1.5ha以上の適格農地を耕作する農業者
  - GAECと農業管理の基本要件（GAB）の遵守
  - 最低面積：1.5ha
  - 最大面積：70ha（EPが5未満の場合）。その他の規定なし

### 困難度得点（EP）の規定方法

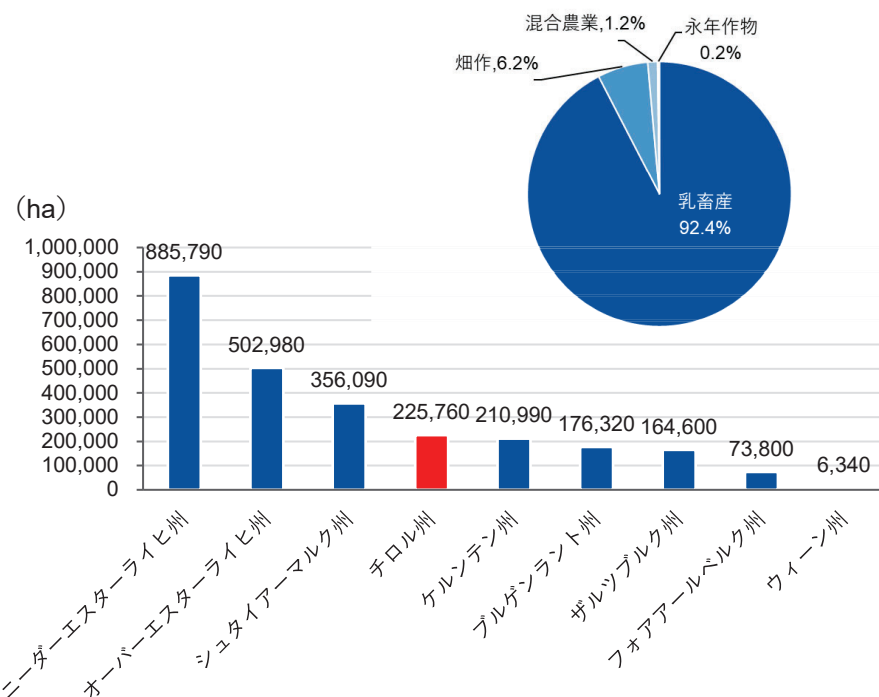
困難度得点（EP）：最大 540					
A.地形			B. 気候と土壌		
		最大値			最大値
1	傾斜度	285	1	農地の気象値	60
2	分散圃場 (区画サイズ)	40	2	農地の高度	50
3	伝統的な移動放牧	10	3	土壌気候指数	60
4	農場へのアクセス (散在立地)	10			
5	道路の維持管理	25			
	小計	370			170

- ポイント数に応じて支払い単価が決定
- 最初の10haの単価に対する単価が最も高く、その後遞減する。
- 条件不利の程度が大きく（EP480など）かつ小規模な農家は、補助金が無いと農業のみでは経営が成り立たない状況である。そのため、最初の10ヘクタールの単価はかなり高く設定されている。
  - 例えば家畜有の400ポイント以上の農場の場合、最初の10ヘクタールには1ヘクタール当たり1,049ユーロが支払われる。次の10ヘクタールは1ヘクタール当たり263ユーロ。

## オーストリアにおけるチロル州の位置づけ

- オーストリアでは、アルペン地域で営まれる移牧を含むアルム農業（Almwirtschaft）の景観は、ハイマート（故郷、ふるさと）共通のデザインとして共有されており、美しい農業景観の維持が農業者のアイデンティティとなっているともいえる。
- オーストリアは、アルペン地域の約29%が属しており、アルペン地域の主要構成国である。中でも、チロル州は全域が山岳地域。
- 農地の約67%がForstwirtschaftlich genutzte Fläche（山岳森林）であり、Almflächen（高山牧草地）が約18.5%、残りが耕地（約1.1%）や牧草地（約10.7%）、ブドウ園等（約0.1%）であり、酪農や林業が盛んである。
- チロル州の山岳地域の農業者にとって、自然等地域固有制約支払は重要な収入源であり、困難度グループ（EP）3・4に属する農業者が総支給額の2/3を占めている。チロル州はアルプス山岳地帯が中心で、標高1,000m以上の農地が多数であるため、寒冷地域・短い生育期間が特徴。農業者の約75%が15ha未満であり、平均乳牛頭飼育数は12頭と小規模農業者である

チロル州における農業利用地の主な利用形態（2020年）



チロル州におけるEP別の農業経営者（2020年）

EPグループ	困難度得点（EP）	チロル州		オーストリア全体	
		総数	%	総数	%
困難なし	5未満	4,864	34.2%	86,647	55.9%
グループ1	5以上90未満	2,015	14.2%	30,290	19.5%
グループ2	90以上180未満	2,268	16.0%	20,381	13.2%
グループ3	180以上270未満	2,265	15.9%	10,709	6.9%
グループ4	270以上540未満	2,803	19.7%	6,926	4.5%


**チロル州で導入されている条件不利地に対する施策の例**

- チロル州では 9,475件の農業者（88%）が自然等地域固有制約支払を受給しており、その多くが家畜を飼養する農家である。資金構成は、EU が 53.7% を負担し、残りの46.3%を6:4で国と州が拠出している
- CAPの申請を行う農業者は約11,000戸であり、年1%ずつ減少している。穀物栽培が困難であるため、主要な産業は酪農である
- そのため、チロル州で選択されている支払いは小規模農家支援、乳牛関連施策が多いものと推察される

チロル州で導入されている代表的な条件不利地施策の予算配分

（百万ユーロ）

区分	施策名（原文）	施策名（仮訳）	概要	総額 (2023年)	EU	国	州
CAPの直接支払	-	基礎所得支持	面積支払い	20.52	20.52	-	-
CAPの直接支払	AZ-DIZA-ÖPUL	高山放牧奨励金	夏のアルムでの放牧に対する補助金。カップル支払いの一種であり、乳牛、子付牝牛、羊、ヤギ、肉牛等が対象となる	4.73	4.73	-	-
CAPの農村振興 施策	Ausgleichszulage für benachteiligte Gebiete	自然等地域固有制約 支払（AZ）	1.5ヘクタール以上の面積を持つ農家が申請できる。補助額は、家畜の有無、アルムであるか、また困難度ポイント（EP）によって決まる。アルムの場合は自然等地域固有制約支払の額は少ないが、その代わり別の補助金を受け取ることができる。	47.11	25.31	12.78	8.52
CAPの直接支払 + 農村振興施策	ÖPUL  Umweltgerechte und biodiversitätsfördernde Bewirtschaftung	オーストリア環境配慮型農業プログラム  ※エコスキーム+環境気候誓約を合わせたもの	各農家がメニューリストから自由に選んで組み合わせて設計する。ÖPULは、環境に配慮した農業への支払い制度である。全国の農家の約80%が何らかの形でこのプログラムに参加している。農家は自分の経営に合ったメニューを選んで組み合わせることができる。メニューごとに要件と支払単価があり、複数のメニューを同時に選択できる。最低5年間実施する必要がある。特に山岳地域では、「動物福祉に配慮したヒルテの雇用」や「絶滅危惧家畜種の飼養」がよく利用されている	46.41	26.27	12.02	8.12

 チロル州で導入されている条件不利地施策に対するヒアリング結果

条件不利地の農業の特徴	<p>【条件不利地地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チロル州は、全域が条件不利地（山岳地域）に指定されている。</li> </ul> <p>【概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模酪農が中心で、全体の半数以上が兼業。夏季の高山放牧地（アルム）での放牧は、地域の風物詩となっており、山の文化的景観とともに、観光業にも寄与している。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年経営体数が減少している。その背景として、重労働かつ時間の柔軟性に乏しい点、オオカミ・クマ等による被害、小規模農家でも膨大な書類負担がある点等が挙げられる。加えて、急傾斜地での牛舎整備や傾斜対応機械の導入コストは平地より高い。</li> </ul>																										
条件不利地でよく利用される施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>チロル州の農業者によく利用されている施策は以下のとおりである。小規模酪農家による放牧が山の景観維持を支えていることから、小規模酪農・放牧を支援する施策が多く整備され、利用されている。CAPの受給対象とならないような零細農家に対しては、地域の補助金で支えている。</li> </ul> <p>■CAP</p> <table border="1" data-bbox="412 762 2029 1161"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>受給例① (EP180、酪農)</th> <th>受給例② (EP0、家畜無し)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎所得支払</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高山放牧奨励金 (AZ-DIZA-ÖPUL)</td> <td>夏の高山放牧地での放牧に対する補助</td> <td>3,300 €</td> <td>2,500 €</td> </tr> <tr> <td>自然等地域固有制約支払 (AZ)</td> <td>1.5ヘクタール以上の面積を持つ農家が申請できる。 補助額は、①家畜の有無、②アルムであるか、③困難度ポイント（EP）によって決まる。 なお、困難度ポイント（EP）の基準には、地形や気候の条件に加え、農場の道路での分断、農場の散在といった経済的な要素が入っている点特徴的である。</td> <td>6,100 €</td> <td>250 €</td> </tr> <tr> <td>オーストリア環境配慮型農業プログラム（ÖPUL）</td> <td>エコスキームと第2の柱を区別せずに利用者にメニューを提供している。 オーストリア特有の取組。</td> <td>2,100 €</td> <td>700 €</td> </tr> </tbody> </table> <p>■地域独自施策</p> <table border="1" data-bbox="412 1201 2029 1286"> <tbody> <tr> <td>山地放牧乳牛奨励金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小規模農家奨励金</td> <td>6ヘクタールまでの小規模農家に対する補助</td> </tr> </tbody> </table> <p>受給例①：面積は10haで牛5頭、子牛5頭を飼養し、夏にはアルムで放牧している農家。EPは180（中程度）。 受給例②：5haで耕作をし、5haを永年牧草地としている農家。家畜無し。条件不利地だがEPは0。 これらの農業の具体的な収入については不明であるが、この2事例については助成金がないと生き残れない。</p>					受給例① (EP180、酪農)	受給例② (EP0、家畜無し)	基礎所得支払	—			高山放牧奨励金 (AZ-DIZA-ÖPUL)	夏の高山放牧地での放牧に対する補助	3,300 €	2,500 €	自然等地域固有制約支払 (AZ)	1.5ヘクタール以上の面積を持つ農家が申請できる。 補助額は、①家畜の有無、②アルムであるか、③困難度ポイント（EP）によって決まる。 なお、困難度ポイント（EP）の基準には、地形や気候の条件に加え、農場の道路での分断、農場の散在といった経済的な要素が入っている点特徴的である。	6,100 €	250 €	オーストリア環境配慮型農業プログラム（ÖPUL）	エコスキームと第2の柱を区別せずに利用者にメニューを提供している。 オーストリア特有の取組。	2,100 €	700 €	山地放牧乳牛奨励金	—	小規模農家奨励金	6ヘクタールまでの小規模農家に対する補助
		受給例① (EP180、酪農)	受給例② (EP0、家畜無し)																								
基礎所得支払	—																										
高山放牧奨励金 (AZ-DIZA-ÖPUL)	夏の高山放牧地での放牧に対する補助	3,300 €	2,500 €																								
自然等地域固有制約支払 (AZ)	1.5ヘクタール以上の面積を持つ農家が申請できる。 補助額は、①家畜の有無、②アルムであるか、③困難度ポイント（EP）によって決まる。 なお、困難度ポイント（EP）の基準には、地形や気候の条件に加え、農場の道路での分断、農場の散在といった経済的な要素が入っている点特徴的である。	6,100 €	250 €																								
オーストリア環境配慮型農業プログラム（ÖPUL）	エコスキームと第2の柱を区別せずに利用者にメニューを提供している。 オーストリア特有の取組。	2,100 €	700 €																								
山地放牧乳牛奨励金	—																										
小規模農家奨励金	6ヘクタールまでの小規模農家に対する補助																										

## 2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

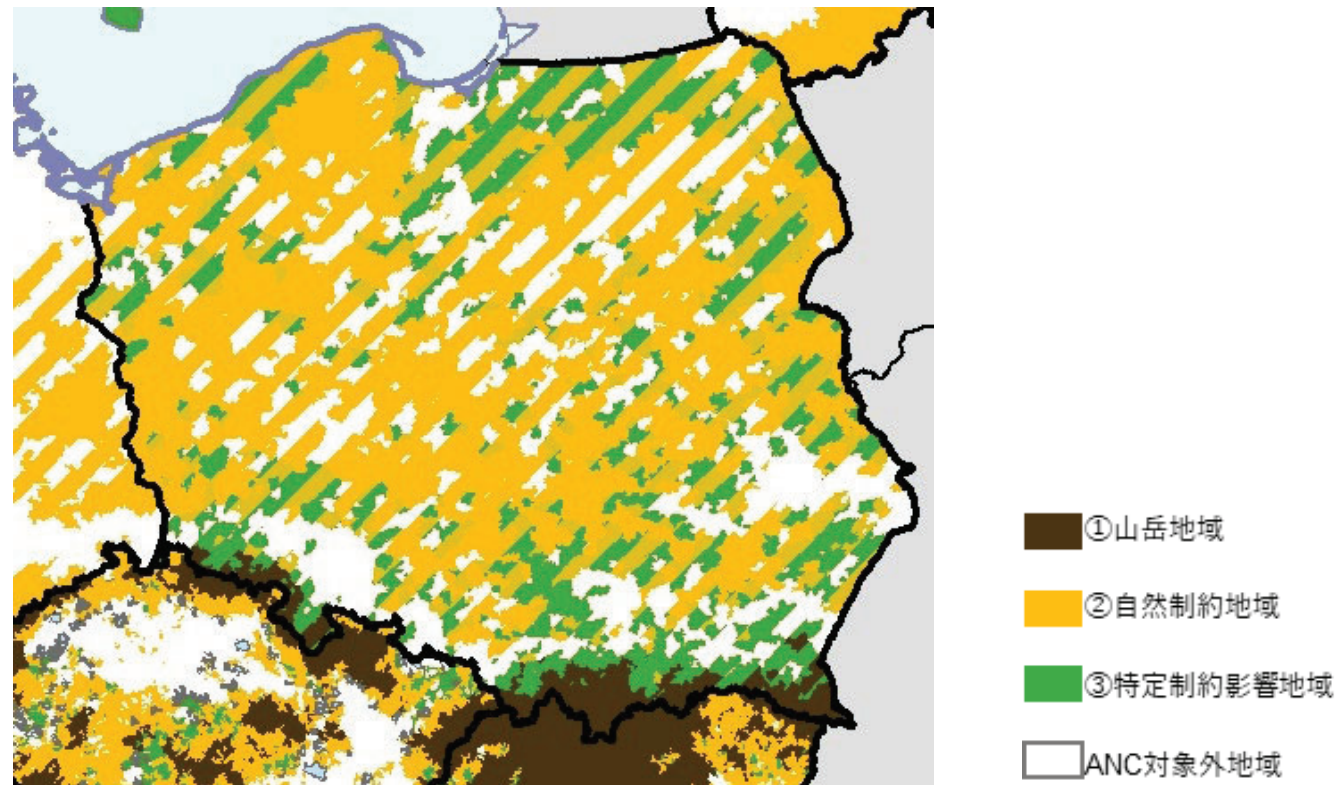
### 3. 主要国の中山間地域政策

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) 政策の概要        | …p.182        |
| (2) ドイツ          | …p.190        |
| (3) フランス         | …p.200        |
| (4) オーストリア       | …p.209        |
| <b>(5) ポーランド</b> | <b>…p.216</b> |
| (6) スペイン         | …p.221        |

## ポーランドにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- ポーランドは国土の約47%にあたる1,478万haが農地となっており、うち58.74%がANC対象面積である。
- 国土の大部分が低地または丘陵地帯であるポーランドでは山岳地域に該当する地域は国土の1.74%であり、特定制約影響地域条件不利地が国土の9.96%である。条件不利地の大半は自然制約地域となっており、国土の47.05%が該当する。ポーランドでは、砂質土壌の痩せた土地が多く、特に「土壌」の観点で該当する地域が多いものと推察される。
- ポーランドでは中央政府が制度枠組みと資金管理を行っており、他の農村振興施策と同様に各県単位で実施当該地域の指定管理を行っている

ANC支払対象面積の分布（2021年）



（出所）欧州委員会 DG AGRI <https://agridata.ec.europa.eu/extensions/IndicatorsEnvironmental/LessFavouredAreas.html>  
より転載抜粋

（出所）Statistisches Bundesamt (Destatis), 2024 | Stand: 23.01.2025 / 14:09:52 より作成

 **自然等制約地域支払（ANC）の概要**

- ポーランドの総農地面積は、ポーランドの農地の半数以上が何らかの自然制約を抱える地域としてANC支払いの対象となっており、特に「その他の自然制約地域」が圧倒的多数を占めている。チェコやスロバキアとの国境を除いて山岳地帯は限定的であるものの、砂質土壌が広がる平野部では保水力が低いため作物生産に不利であると言われており、明示はされていないものの「自然の制約に直面する領域の境界設定に関する生物物理学的基準」のうち、土壌構造と岩石割合による不利に該当する地域が多いものと推察される。
- ポーランドのANCでは、EAFRDと中央政府からの共同出資が拠出されている。自然等地域固有制約（ANC）支払いの目的は以下のとおり
  1. 土地放棄の防止と農村景観の維持: 農業生産性が低く、収益性が確保しにくい地域で農家が耕作を断念するのを防ぐ。これにより、農地が荒廃し、伝統的な農村景観が失われることを食い止める。
  2. 生物多様性の保全: 粗放的な農業が営まれていることが多い条件不利地域は、多様な動植物の生息地となっている。農業活動の継続は、これらの半自然的な生態系（例：草地）を維持するために不可欠である。
  3. 農村社会の活力維持: 農業は農村地域における主要な産業であり、雇用の源泉である。ANC支払いは農家所得を安定させ、地域コミュニティの維持に貢献する。
  4. 環境公共財の供給: 土壌侵食の防止、水資源の涵養、二酸化炭素の貯留といった、農業がもたらす多面的な機能（環境公共財）を維持・向上させる。

## 自然等制約地域支払（ANC）の予算・受給要件

- 2018年までは自然制約地域支払いにおいて、農業生産面積指数（WWRPP）という独自の指標や標高などを考慮した地域ごとに支払い率を決定していたが、ポーランドのCAP戦略計画（2023–2027年）における自然等地域固有限制（ANC）支払いでは、EU統一基準が利用されている。ただし、WWRPPの評価項目はANC支払い（自然制約地域、特定影響地域）に使用されている自然条件と類似しており、支払い地域が重なっている部分も多々ある。

①山岳地域支払い：主に標高500m以上の地域。

- 450 PLN/ha
- 829 PLN/ha（Herbivorous stocking density（草食家畜の収容密度）\*0.3 LSU/ha以上）

②自然制約：自然条件が不利な低地

- 179 PLN/ha（Zone I）
- 264 PLN/ha（Zone II）

③特定影響：過去に大規模な灌漑・排水事業が行われたが、現在その維持が困難な地域など。

- 179 PLN/ha（Zone I）
- 264 PLN/ha（Zone II）
- 676 PLN/ha（Zonell – Submountain）：0.3LSU/ha UR 以上で農地の50%以上が標高350m以上に所在

（参考）農業生産面積指数（WWRPP）の評価方法

項目	ポイント
土壌の質と農業適性	18～95
気候	1～15
地形	0～5
土壌の水分比率	0.5～5

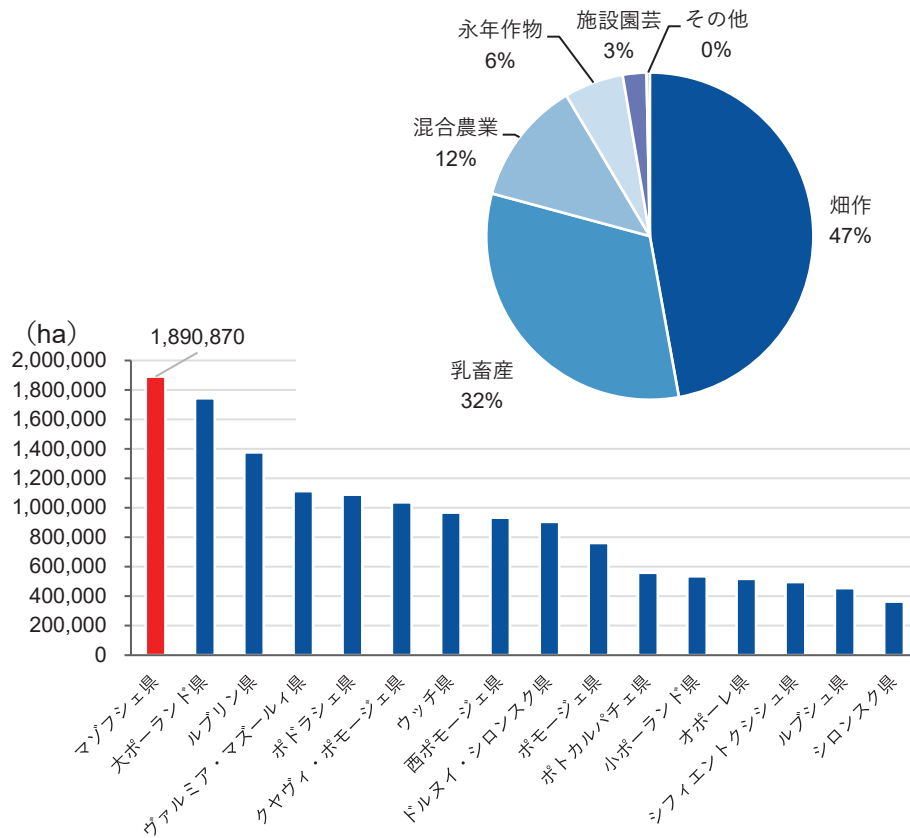
農業生産面積指数（WWRPP）は、WWRPPは、ポーランドの土壌科学・植物栽培研究所（IUNG-PIB）によって開発・算出される、農業生産空間の価値を評価するための総合指数である。この指数は、個々の土地の生産潜在能力を決定づける複数の自然要因を統合し、点数化することで算出される。土壌の質と農業適性、気候、地形、土壌の水分比率を基に農地の生産要素評価する指標。

\*草地在り毎年再生できる範囲でどれだけの草食家畜を入れられるかを科学的に示した指標

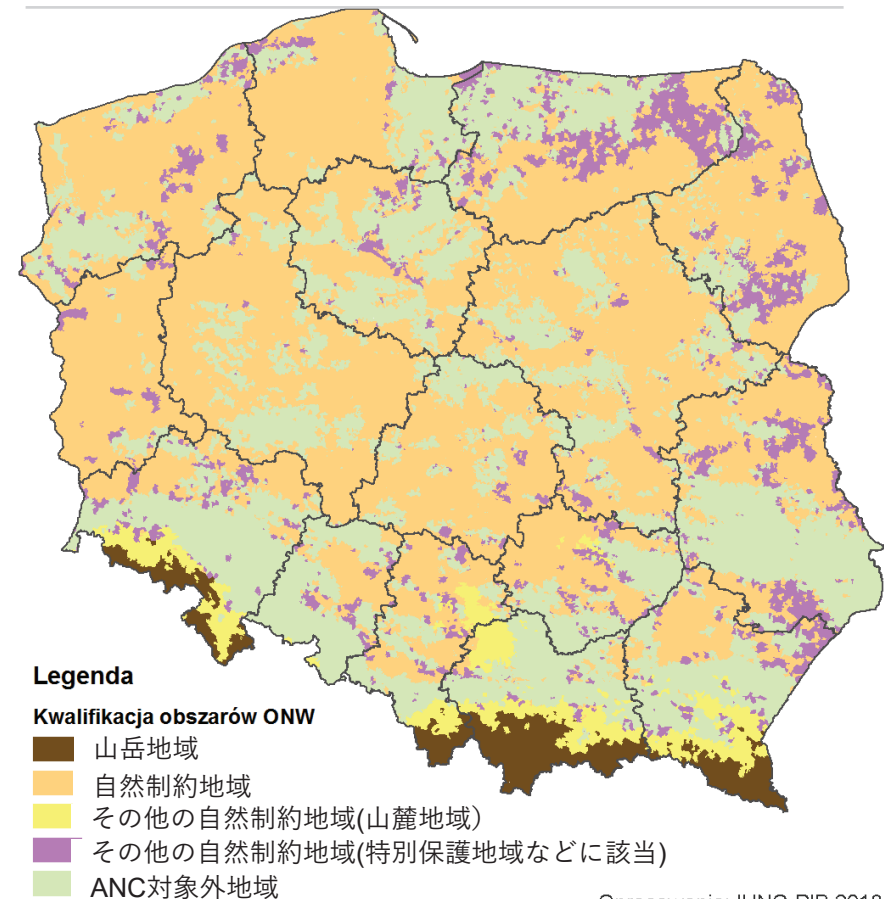
## ポーランドにおけるマゾフシェ県の位置づけ

- マゾフシェ (Mazowieckie) 県は、首都ワルシャワを内包し、ポーランドの経済的中心地である。農業面では、比較的肥沃な平野部が広がる一方で、北東部や南部には砂質土壌の痩せた土地や丘陵地帯も存在する。このため、県内の多くの自治体が「自然制約地域」に指定されている。
- マゾフシェ県は、同国の農業県（農地面積が最大）かつ、品目のバランスも平均的な県である。

マゾフシェ県における農業利用地の主な利用形態 (2020年)



ポーランドの自然等制約地域 (ONW) (2018年)



Opracowanie: IUNG-PIB 2018

※ただし、自然制約地域に関しては、ANC支払対象地域とONWは完全一致しない。

(出所) EUROSTAT, <http://onw.iung.pulawy.pl/mapa> より抜粋

## 2

EU共通農業政策(CAP)及び各国における食品規制及び環境政策

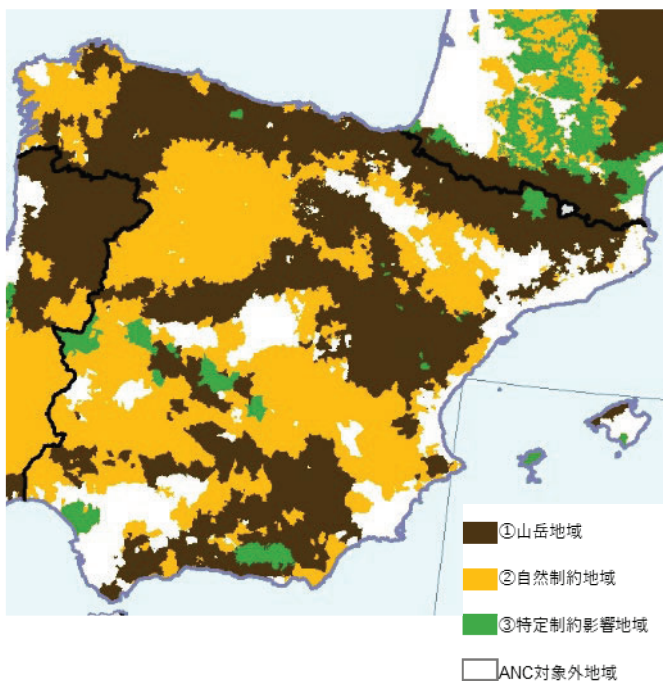
### 3. 主要国の中山間地域政策

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| (1) 政策の概要       | …p.182        |
| (2) ドイツ         | …p.190        |
| (3) フランス        | …p.200        |
| (4) オーストリア      | …p.209        |
| (5) ポーランド       | …p.216        |
| (6) <b>スペイン</b> | <b>…p.221</b> |

## スペインにおける自然等制約地域支払（ANC）の概要

- スペインは国土の約47%にあたる2,391万haが農地となっており、うち86.57%がANC対象面積である。国土の大半が条件不利地である点は、スペインにおいて大きな特徴である。
- 農村振興予算に対する自治州、中央政府の支出を合わせた総公的支出額は83億1432万ユーロであり、うちANC支払いは全体の8.4%を占める7億100万€である。
- スペインは中央政府と地方自治制度が併存する分権型国家であり、各自治州・自治都市が独自の政府を有しており、条件不利地政策においても単価を独自に策定・実施している

### ANC支払対象面積の分布（2021年）



(出所) 欧州委員会 DG AGRI

<https://agridata.ec.europa.eu/extensions/IndicatorsEnvironmental/LessFavouredAreas.html>  
より転載抜粋

条件不利地政策のうち、①山岳地域を条件とした支払いは以下地域で実施

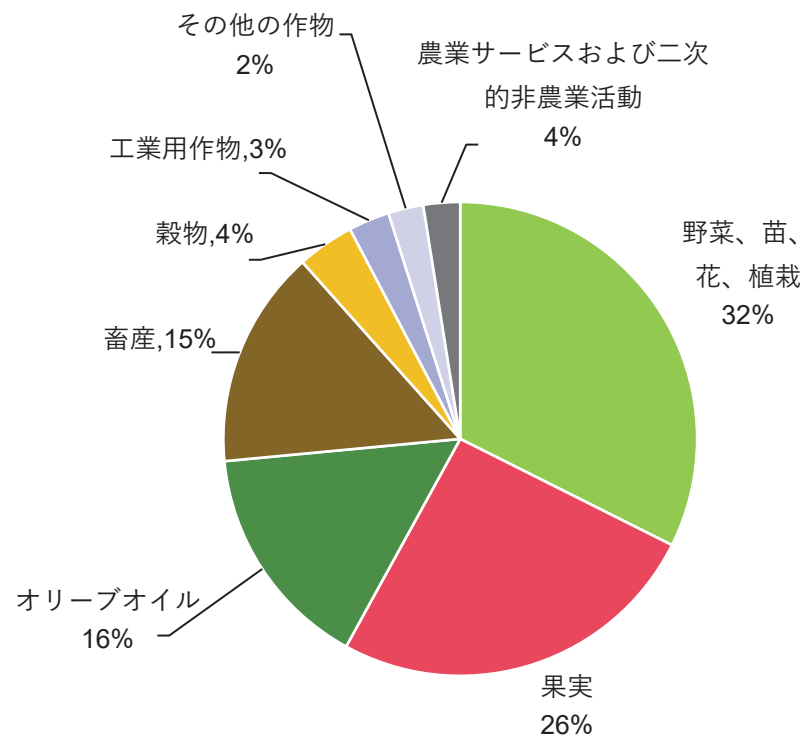
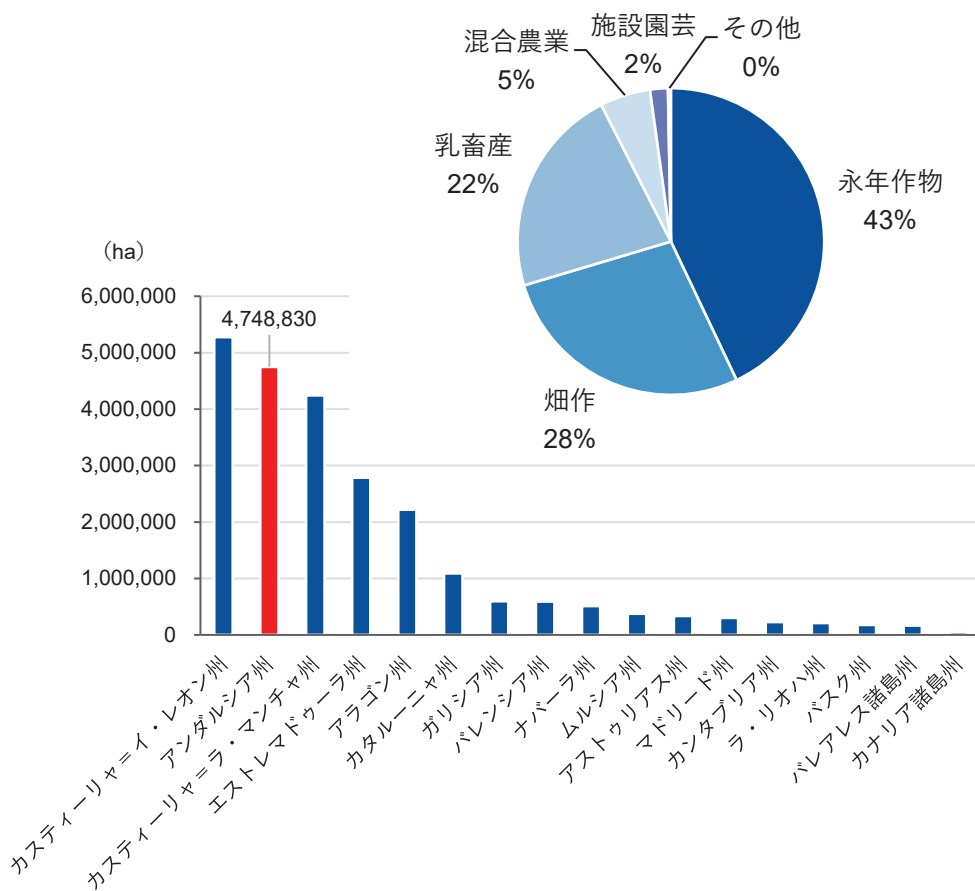
- 北部：ピレネー山脈地域（カタルーニャ州（Cataluña）、アラゴン州（Aragón）、ナバーラ州（Navarra））、カンタブリア山脈地域（アストゥリアス州（Asturias）、カンタブリア州（Cantabria）、カスティーリャ・イ・レオン州（Castilla y León）、ガリシア州（Galicia））
- 中部：イベリコ山脈地域（アラゴン州、カスティーリャ・ラ・マンチャ州（Castilla-La Mancha）、バレンシア州（Valenciana）、セントラル山脈地域（マドリード州、カスティーリャ・イ・レオン州、エストレマドゥーラ州（Extremadura））
- 南部：ベティコ山脈地域（Cordilleras Béticas）（アンダルシア州（Andalucía）、ムルシア州（Murcia））、シエラ・モレナ山脈地域（Sierra Morena）（アンダルシア州（Andalucía））

 **スペインにおけるアンダルシア地方の位置づけ**

- スペインは国土の大半が山岳地域または自然制約地域である。アンダルシア地方をケーススタディとして選定し、調査を実施した。
- アンダルシアは農業総生産額がEUで見ても最も高く、2022年のデータで160億€と群を抜いて多い。

アンダルシア地方における農業利用地の主な利用形態 (2020年)

アンダルシア州での農業生産額 (2022年)




**アンダルシア地方の農業予算**

- アンダルシア地方における2025年のANC支払いは1,400万€が割当（EAFRD 85%、農業省 9.81%、アンダルシア自治州 5.19%）。
- 現地でのヒアリングによれば、アンダルシア州は補助金受給に依存しない農場経営が実現しており、ANCの受給に依存している農家は少なく、補助金制度の認知も低い状況であった。

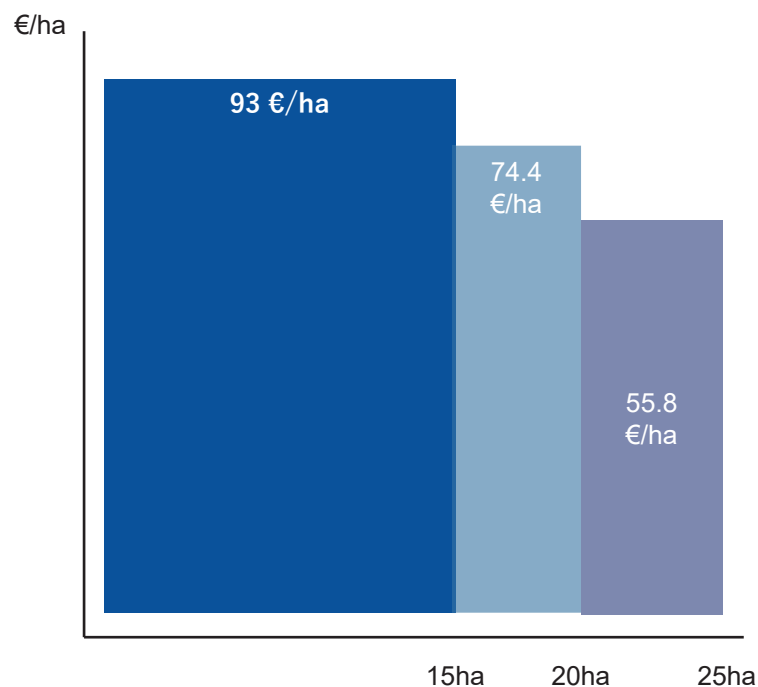
## アンダルシア地方における条件不利地に対する支払い予算額（2025年）

介入事業		予算項目	予算額 (€)	基本単価
6613.1	山岳地域支払	1200110000/G/71F/77400/C4661301A4 2023000274	9.534.739	€ 93/ha
6613.2	自然等地域固有限制	1200110000/G/71F/77400/C4661302A4 2023000275	3.801.391	€ 54/ha
6613.3	特定制約影響地域支払	1200110000/G/71F/77400/C4661303A4 2023000276	663.870	€ 128/ha

## アンダルシア地方の自然等制約地域支払（ANC）の概要

- ANC支払いの適格条件
  - 多角的経営でない農家
  - 農場の全部または一部が該当地域（自然等地域固有制約対象・特定制約影響地域）に位置
  - 飼料用作付面積の場合、最低0.2 LU/haの飼育密度を満たすこと（アンダルシア州平均の飼養密度は0.63 UGM/ha）
- アンダルシア地方におけるANC支払いの最大面積：25ha
- ANC支払いの最低額：100€以上

### アンダルシア地方における山岳地域支払単価（2025年）



面積	逡減率
～15ha	1
15-20	0.8
20-25	0.6
25ha～	0



## アンダルシア地方で導入されている条件不利地支払い／アルメリアモデルの特徴

- アルメリアは従来砂漠であった土地が開拓され農業が開始され、オランダに並ぶEUの野菜需要を支えるヨーロッパ最大の生産地。
  - － 1960年代以降に野菜等の温室栽培が発展し、この約50年間で国内で最も豊かな地域の一つへと転換した。小規模で高い収益を得ている。さらに、乾燥気候を逆手に取った環境配慮型農業により、高付加価値生産を実現。
- アルメリア沿岸部は極めて乾燥した地域であるが、農業の収益性が高いため、EU規則1305/2013 Article 32の「投資や経済活動等により重大な自然的制約を克服した地域、追加費用等を相殺した地域」に該当し、自然等地域固有制約地支払の対象外となっている
- 岩盤の上に培土を持ち込んで形成された土壌では、温室のブドウ棚にビニールを張る程度で、過度に資本を投下せず、コストを圧縮した農業を展開していることが特徴的である。
- アルメリアでは、農家が土地の所有と管理を担う一方、栽培技術の指導の機能をテクニコ（農業技術員）が担う。また、個々の農家が実施できないことを管理する役割として、農協が設置されている。農協は標準化された品質の良い生産物を販売するために、技術と生産のコントロールを担う人材としてテクニコを雇う。
  - － テクニコは担当農場を7~10日に1回は巡回し、具体的な作業指示書を出す。農場の作業者は、指示された作業を実施する。作業の履歴はデータベース化され、これを基に農業協同組合がマーケティングを行う。

### アルメリア沿岸部（エルエヒド）における衛星写真



白く見える部分はビニルハウスが集積


**アルメリア地域で導入されている条件不利地域施策の例**

条件不利地の農業の特徴	<p>【条件不利地地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• CAPの自然等地域固有制約支払の対象は内陸部（北部）の山岳地域に限られる。</li> </ul> <p>【内陸部：概況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 穀物・アーモンド・オリーブの大規模かつ粗放的な栽培が行われ、穀物は80～300ha、アーモンド・オリーブは8～15ha程度の経営が多い。農業の収益性の低さが課題となっている。</li> </ul>												
条件不利地でよく利用される施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内陸部の条件不利地でよく利用されている施策は、以下のとおりである。</li> </ul> <p>■CAP</p> <table border="1" data-bbox="394 587 1883 916"> <tr> <td>基礎所得支払</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>カップル支払</td> <td>対象作物は穀物、アーモンド、オリーブ、畜産である。</td> </tr> <tr> <td>エコスキーム</td> <td>有機農業、環境配慮型農業、持続可能な耕起などに対する支払いがよく利用される。</td> </tr> <tr> <td>ANC支払</td> <td>粗放なアーモンド、オリーブ、穀物などの農業では、この支払いが生活の補填として重要な役割を果たす。</td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>農村開発</td> <td>—</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 【参考】沿岸部では、農地面積が小さい集約的な温室栽培が行われていることから、面積に応じて算定される直接支払は手続き負担に対して受給額が見合わず、ほとんど利用されていない。沿岸部でほぼ唯一活用されているCAPの補助制度は、第一の柱の市場措置に位置づけられる生産者組織の運営基金である。協同組合はこの基金を用いて、加盟農家の機械更新等をまとめて実施している。</li> </ul>	基礎所得支払	—	カップル支払	対象作物は穀物、アーモンド、オリーブ、畜産である。	エコスキーム	有機農業、環境配慮型農業、持続可能な耕起などに対する支払いがよく利用される。	ANC支払	粗放なアーモンド、オリーブ、穀物などの農業では、この支払いが生活の補填として重要な役割を果たす。	投資	—	農村開発	—
基礎所得支払	—												
カップル支払	対象作物は穀物、アーモンド、オリーブ、畜産である。												
エコスキーム	有機農業、環境配慮型農業、持続可能な耕起などに対する支払いがよく利用される。												
ANC支払	粗放なアーモンド、オリーブ、穀物などの農業では、この支払いが生活の補填として重要な役割を果たす。												
投資	—												
農村開発	—												